

業者ニ提出スベシ

**第七條** 統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス  
公共團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼ヲ購入シ又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコト  
ヲ要ス

**第八條** 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ購入シタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ  
依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第九條** 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル鐵鋼割當證明書ヲ引換後遲滯ナク商工大臣ノ  
指定シタル者又ハ團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スヘシ

**第十條** 鐵鋼ノ販賣業者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

- 一、購入シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日竝ニ購入先ノ氏名名稱及住所
- 二、販賣シタル鐵鋼ノ種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、約定及引渡ノ年月日、  
引渡地竝ニ販賣先ノ氏名名稱及住所
- 三、毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

**第十一條** 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ鐵鋼ノ販賣業者ノ帳簿其ノ他  
ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

**第十二條** 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ販賣シタルトキハ遲滯ナク鐵

鋼ノ販賣先、種類別數量及價格竝ニ引渡ノ年月日ヲ當該鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官廳、公共體  
體又ハ統制團體ニ報告スヘシ

附 則

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(ロ) 1 鐵鋼配給統制規則第二條ノ規定  
ニ依ル指定團體  
(昭和十三年六月二十九日)  
(商工省告示第百六十八號)

- 社団法人造船聯合會
- 關門造船協議會
- 社団法人電氣協會
- 社団法人帝國瓦斯協會
- 石油鑛業鐵鋼協議會
- 宇部鑛業組合鐵鋼協議會
- 常磐石炭鑛業會
- 鐵鋼材統制互助會協議會
- 東京地方鑛山配給統制協議會
- 阪神造船協議會
- 鐵道鐵鋼協議會
- 日本土木建築請負業聯合會
- 石油業鐵鋼配給協議會
- 九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會
- 社団法人北海道石炭鑛業會
- 福岡地方石炭山配給統制協議會
- 仙鑛管内炭鑛鐵鋼配給協議會
- 仙臺地方鑛山配給統制協議會



大阪地方鑛山配給統制協議會

札幌地方鑛山配給統制協議會

特殊鋼協議會

機械工業鐵鋼配給會

青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會

宮城縣鐵工業組合聯合會

山形縣鐵木工品工業組合聯合會

茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會

神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會

富山縣金屬製品工業組合聯合會

山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會

岐阜縣金屬工業組合聯合會

愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會

京都鐵鋼製品工業組合聯合會

保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會

岡山縣鐵工品工業組合聯合會

福岡地方鑛山配給統制協議會

日本鋼材聯合會

日本フエロアロイ協議會

保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會

岩手縣金屬製品工業組合聯合會

秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會

福島縣鐵工機械工業組合聯合會

埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會

保證責任福井鐵工機械工業組合聯合會

長野縣鐵工製品工業組合聯合會

靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會

三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會

奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會

島根縣鐵工品工業組合聯合會

廣島縣鐵木工品工業組合聯合會

山口縣鐵木工工業組合聯合會

香川縣鐵工機械工業組合聯合會

保證責任高知縣鐵工工業組合聯合會

佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會

大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會

川口鑄鐵工業組合

東京眼鏡工業組合

東京瓦斯機械器具工業組合

東京機構鉛筆工業組合

日本時計工業組合

日本針金綜工業組合

關西金屬戶車工業組合

日本リードワイヤー工業組合

日本鋼ペン先工業組合

日本度量衡器計量器工業組合聯合會

日本亞鉛鐵板工業組合

德島縣鐵工機械工業組合聯合會

受媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會

福岡縣機械工業組合聯合會

長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會

鹿兒崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會

川口鑄鐵戶車工業組合

東京乾電池工業組合

東京メッキパケツ工業組合

名古屋輸出樂器玩具工業組合

日本洋傘骨製造工業組合

日本フラスナー工業組合

關西纖維機械工業組合

東部ドラム罐工業組合

日本放熱器工業組合

日本珪瑯鐵器工業組合聯合會

日本自動車工業組合聯合會



日本鑄物工業組合聯合會

石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會

滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會

千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

(ロ) 2 鐵鋼配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル團體 (昭和十三年七月四日 商工省告示第百七十六號)

日本鑄鐵調車工業組合

東京府鐵鋼製品工業組合聯合會

群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會

兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會

(ロ) 3 鐵鋼配給統制規則第二條ノ規定ニ

(昭和十三年七月二十一日 商工省告示第百九十七號)

依ル指定團體

日本交通保安裝置工業組合

日本鑄鐵管工業組合

熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會

栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會

(ハ) 1 鐵鋼配給統制規則第九條ノ規定ニ

(昭和十三年六月二十九日 商工省告示第百六十九號)

依ル指定會社及團體

一、普通銑鐵(鑄鐵管ヲ含ム)ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日本製鐵株式會社

一、普通壓延鋼材ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日本鋼材聯合會

### (二三) 輸出綿製品ニ關スル事項

(イ) 輸出綿製品配給統制規則

(昭和十三年六月三十日 商工省令第四十號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出綿製品配給統制規則左ノ通定ム

輸出綿製品配給統制規則

#### 第一條

綿絲又ハ綿織物ハ別表甲號ニ掲クル者ノ外輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同シ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ之ヲ製造スルコトヲ得ス但シ別表甲號ニ掲クル者カ他人ニ委託シテ之ヲ製造スルコトヲ妨ケス  
別表甲號ニ掲グル者前項但書ノ規定ニ依リ他人ニ委託シテ製造セントスルトキハ豫メ受託者ノ氏名又ハ名稱ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

#### 第二條

別表甲號ニ掲クル者ハ輸出品トシテ製造シタル綿絲(以下輸出綿絲ト稱ス)ヲ別表甲號ニ掲クル者及日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ス、但シ自ラ輸出(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク以下同シ)スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

#### 第三條

別表甲號ニ掲グル者ハ輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル綿絲(以下輸出品用綿絲ト稱ス)ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ商工



大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第四條** 別表甲號ニ掲クル者ハ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル綿織物(以下輸出用綿織物ト稱ス)ヲ日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ス但シ自ラ輸出スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第五條** 別表甲號ニ掲クル者又ハ日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員輸出用綿織物ヲ他人ニ委託シテ加工セントスルトキハ豫メ受託者ノ氏名又ハ名稱ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

**第六條** 日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除クノ外其ノ買受ケタル輸出用綿織物ヲ組合員及別表乙號ニ掲クル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第七條** 別表乙號ニ掲クル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用綿絲又ハ輸出用綿織物ヲ輸出品ノ原料及材料以外ノモノニ使用シ又ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

**第八條** 別表乙號ニ掲クル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用綿絲又ハ輸出用綿織物ヲ原料又ハ材料トシテ製造シタル物品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第九條** 別表丙號ニ掲クル者ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ基ク場合ノ

外前條ノ物品ヲ買受クルコトヲ得ス

別表丙號ニ掲クル者ハ其ノ買受ケタル前條ノ物品ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

**第十條** 日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ輸出綿絲ニ在リテハ前月ヨリ起算シ過去六月間ノ販賣數量ノ平均一月分ヲ超ユル數量ヲ、輸出用綿織物ニ在リテハ前月ヨリ起算シ過去六月間ノ販賣數量ノ平均二月分ヲ超ユル數量ヲ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ之ヲ適用セス

別 表

甲 號

- |           |            |
|-----------|------------|
| 大日本紡績株式會社 | 東洋紡績株式會社   |
| 天滿織物株式會社  | 協和紡績株式會社   |
| 内外綿株式會社   | 小津武林起業株式會社 |
| 大阪織物株式會社  | 錦華紡績株式會社   |
| 泉州織物株式會社  | 株式會社寺田紡績工廠 |
| 和泉織物株式會社  | 佐野紡績株式會社   |
|           | 福島紡績株式會社   |
|           | 明正紡績株式會社   |
|           | 柏原紡績株式會社   |
|           | 岸和田紡績株式會社  |
|           | 貝塚紡績株式會社   |
|           | 吉見紡績株式會社   |



- 大阪紡績株式會社
- 松太綿布株式會社
- 内海紡績株式會社
- 辻紡績株式會社
- 琴浦紡績株式會社
- 株式會社半田綿行
- 德島紡績株式會社
- 國光紡績株式會社
- 湖東紡績株式會社
- 東海紡績株式會社
- 森林紡績株式會社
- 杉野紡績所
- 日本光綿紡績株式會社
- 内外紡績株式會社
- 鷺津紡績株式會社
- 栗橋紡績所
- 日清紡績株式會社
- 兩毛製織株式會社
- 旭紡績株式會社
- 和歌山紡績株式會社
- 昭和紡績株式會社
- 日出紡績株式會社
- 龍田紡績株式會社
- 倉敷紡績株式會社
- 宇部紡績株式會社
- 明治紡績株式會社
- 吳羽紡績株式會社
- 大正製綿株式會社
- 大町紡績株式會社
- 株式會社服部商店
- 豐田紡績株式會社
- 愛知紡績株式會社
- 森紡績株式會社
- 濱名紡績株式會社
- 鐘淵紡績株式會社
- 東洋紡績工業株式會社
- 足利紡績株式會社
- 帝國製糸株式會社
- 合同莫大小紡績株式會社
- 昭光紡績株式會社
- 日高紡績株式會社
- 正織株式會社
- 倉敷製糸紡績株式會社
- 出雲製織株式會社
- おたふくわた株式會社
- 近江帆布株式會社
- 若林製織紡績株式會社
- 平田製網株式會社
- 株式會社近藤紡績所
- 豐田押切紡績株式會社
- 愛知織物株式會社
- 中央紡績株式會社
- 三光紡績株式會社
- 富士瓦斯紡績株式會社
- 大東紡績株式會社
- 日東紡績株式會社
- 帝國撚絲織物株式會社

乙 號

- 大日本毛織工業組合聯合會
- 日本護謨工業組合聯合會
- 日本タオル工業組合聯合會
- 日本輸出布帛製品工業組合聯合會

丙 號

- 日本綿製品輸出組合聯合會所屬組合組員
- 日本莫大小輸出組合組員
- 日本護謨製品輸出組合組員
- 日本毛織物輸出組合組員
- 日本スライドフラスナー輸出組合組員
- 西部日本南米輸出組合組員

- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 大日本莫大小製造工業組合聯合會
- 日本綿雜品工業組合聯合會
- 日本タオル輸出組合組員
- 日本比律賓メリヤス輸出組合組員
- 日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合組員
- 日本自轉車輸出組合組員
- 東部日本南米輸出組合組員
- 日本雜貨中南米輸出組合聯合會所屬組合組員

(ロ)輸出綿製品配給統制規則中改正 (昭和十三年七月二十一日 商工省令第六十一號)

第一條第一項中「綿織物」ヲ「綿織物(タオルヲ除ク以下同シ)」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(一四)皮革ニ關スル事項

(イ)皮革使用制限規則 (昭和十三年七月一日  
商工省令第四十三號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ皮革使用制限規則左ノ通り定ム

皮革使用制限規則

第一條 左ニ掲クル物品又ハ其ノ材料ハ牛革(黃牛革及水牛革ヲ含ム以下同シ)ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ス但シ軍ノ注文又ハ輸出注文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 靴
- 二 馬具
- 三 自轉車又ハ自動自轉車用サドル
- 四 調帶
- 五 パツキング
- 六 運動用具
- 七 革砥

第二條

左ニ掲クル物品又ハ其ノ材料ハ牛革、馬革、羊革、鯨革、又ハ鮫革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ス但シ軍ノ注文又ハ輸出注文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 草履、スリツバ其ノ他ノ履物(鼻緒及爪革ヲ含ム)但シ靴ヲ除ク
- 二 トランク、ランドセル、リュックサック、圖囊其ノ他ノ携帯用具
- 三 マント、外套、上着、ズボン其ノ他ノ衣類
- 四 帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆其ノ他ノ衣類附屬品
- 五 ハンドバツク、蓋口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其ノ他ノ袋物
- 六 眼鏡サツク、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃サツク運動具入其ノ他ノ容器
- 七 水筒紐、時計腕革其ノ他ノ縛革
- 八 首輪、引紐、鞭其ノ他ノ家畜用具但シ馬具ヲ除ク
- 九 椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團其ノ他ノ家具什器
- 十 書籍帳簿、アルバム其ノ他ノ文房具
- 十一 張革、吊革其ノ他ノ車輛用品

第三條

牛革ヲ使用シタル第一條ニ掲クル物品若ハ其ノ材料又ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革若ハ鮫革ヲ使用シタル第二條ニ掲クル物品若ハ其ノ材料ニシテ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ



輸出スルモノヲ除ク)トシテ製造セラレタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セス

本則施行ノ際第一條若ハ第二條ニ掲クル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者、牛皮、馬皮、羊皮又ハ豚皮ノ輸入又ハ販賣ヲ業トスル者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鮫革ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ皮革ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

本則施行ノ際第二條ニ掲クル物品又又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニシテ他ノ用途ニ轉用シ得サル革ヲ所有スルモノハ本則施行後二月間ヲ限り地方長官ノ許可ヲ受ケ第二條ニ掲クル物品又ハ其ノ材料ヲ製造スルコトヲ得

(ロ)皮革製品販賣價格取締規則

(昭和十三年七月一日  
商工省令第四十四號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ皮革製品販賣價格取締規則左ノ通定ム

皮革製品販賣價格取締規則

第一條 皮革製品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス本則施行ノ日ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣スルコトヲ得ス但シ輸出スル場合及已ムヲ得サル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 皮革製品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依リ制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉クル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ皮革製品ヲ製賣スル者ニ對シ販賣價格ノ引下ヲ命スルコトアルヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ)皮革配給統制規則

(昭和十三年七月一日  
商工省令第四十五號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ皮革配給統制規則左ノ通り定ム

皮革配給統制規則



第一條 本則ニ於テ皮トハ牛、馬、羊又ハ豚ノ皮ヲ謂ヒ革トハ牛、馬、羊、豚、鯨又ハ鮫ノ皮ヲ鞣製シタルモノヲ謂フ

第二條 販賣ノ目的ヲ以テ牛、馬、羊又ハ豚ヲ屠殺シタル者ハ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ皮ヲ使用若ハ消費シ又ハ屠肉ニ附着シタル儘販賣スルコトヲ得ス

第三條 前條ニ掲クル者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ販賣シタル皮ノ種類別及取引先別數量ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 第二條ニ掲クル者ハ商工大臣ノ指定シタル販賣業者(以下販賣者ト稱ス)又ハ地方長官ノ指定シタル仲買人(以下仲買人ト稱ス)以外ノ者ニ其ノ皮ヲ販賣スルコトヲ得ス  
仲買人ハ販賣業者以外ノ者ニ皮ヲ販賣スルコトヲ得ス

第五條 商工大臣ノ指定シタル輸入業者(以下輸入業者ト稱ス)ニ非サレハ皮ヲ輸入スルコトヲ得ス

第六條 販賣業者及輸入業者ハ豫メ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第七條 製革業者ハ販賣業者及輸入業者以外ノ者ヨリ皮ヲ買受クルコトヲ得ス

第八條 製革業者ハ豫メ毎月ノ革ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第九條 販賣業者、輸入業者又ハ製革業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス商工大臣ノ指定シタル價

格ヲ超ユル對價ヲ以テ皮革ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十條 販賣業者、輸入業者又ハ製革業者ハ皮革ノ販賣ニ當リ前條ノ價價ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉クル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製革業者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別及取引先別數量ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第十二條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製革業者ハ帳簿ヲ備ヘ皮革ノ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スヘシ

附 則

本則ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(一五)鋼製品ニ關スル事項

(イ)鋼製品ノ製造制限ニ關スル件 (昭和十三年七月八日 商工省令第四十九號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鋼製品ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件



商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材(屑鋼ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニヨリ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス  
前項但書ノ許可ヲ受ケントスルモノ當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スヘシ

## 附 則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

## (ロ)鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル製造制限品目

(昭和十三年七月八日  
商工省告示第百八十號)

文鎮、ペーパーナイフ、革篋、ライター、コンパクト、鉛筆削、バンド用金具、シガレットケース、鏡化粧箱、風窓、柵、交通標識、電燈支柱用腕木、看板、椅子、棚、掃除器、鹽、家庭用電熱器、繪具箱、フォーク、盆、菓子罐、布帛掛、本立、(ブツク・エンドヲ含ム)食卓用ナイフ、茶卓、菓子器、天火、置時計、花器、火鉢、卓子、帽子掛、如露、湯タンボ電氣スタンド、ランブシエード、紙屑箱履物裏金、屏、格子、シャツター用器、貯金箱、煙草セツト、灰皿、石鹼箱、墨汁罐、机、戸棚(口ツカーヲ含ム)塵取、備附用手洗器、シャンデリヤ、衣裳入箱、自轉車立、痰壺、門、窓枠分銅、欄

干、街道照明柱(鐵芯ヲ含ムセメントポールヲ除ク)陳列器具、廣告塔、スプーン、魔法壺、置物、烏籠、傘立、泥拭器、扉、手摺、電柱、郵便受箱、ネームプレート、ネオンサイン用具、玩具、子供用乗物、スケート用具、投擲用砲丸、鐵鎚、圓盤及槍、劍道用面、野球用マスク、鐵亞鈴、競漕短艇用クラツチ、競技用障碍物、庭球用ネット、運動靴用スパイク、ゴルフ用具、登山用ピツケル、メガホン、獵銃、空機銃、樂器、樂譜臺及タクト、蓄音機及蓄音機用針、幻燈機、活動寫真機、演藝用照明機械器具、金網(ラス及工鑛業用ノモノヲ除ク)籠類、ガス器具(營業用及醫療用ノモノヲ除ク)金庫(手提金庫ヲ含ム)煽風機(工鑛業用ノモノヲ除ク)ストーヴ、冷蔵庫、醫療用ノモノヲ除ク)卓上呼鈴、金錢登錄機、ファイイル、名刺刺及傳票刺、パンチ、ホチキス、自動番號機、エレヴエーター(工鑛業用ノモノヲ除ク)紡織、染色マタ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)窯業用機械器具(硝子マタハ耐火煉丸製造用機械器具ヲ除ク)印刷マタハ製本用機械器具、理容用機械器具(バリカン及剃刀ヲ除ク)◇左ニ掲クル物品マタハソノ部分品ヲ製造スル専用機械機具、鐵釘(蹄釘ヲ除ク)金網、菓子、清涼マタハ致醉飲料、香水、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイド及同製品、紙及同製品(ペライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)刷毛及刷子、綿マタハ麻製ノ綱、繩及綱、帽子、マツチ、金屬箔、萬年筆、鉛筆及クレヨン



(一六)ゴムニ關スル事項

(イ)ゴムノ使用制限ニ關スル件

(昭和十三年七月九日  
商工省令第五十三號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リゴムノ使用制限ニ關スル件左ノ通定ム

ゴムノ使用制限ニ關スル件

左ニ掲クル物品又ハ其ノ材料ハインディアラバー、バララバー、ラテックス、ジロトン、バラタ、ガ  
タバーチャ又ハ再生ゴムヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ス但シ軍ノ注文又ハ輸出注文(關東州滿洲  
國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此  
ノ限ニ在ラズ

- 一、總ゴム長靴
- 二、總ゴム短靴雨靴(オーバシューズ及豆靴ヲ含ム)
- 三、草履及下駄(鼻緒及爪革ヲ含ム)
- 四、スリツバ
- 五、手袋(醫療用ノモノヲ除ク)
- 六、衣服用ベルト
- 七、タイル
- 八、ラバリユーム

- 九、手摺ベルト
- 十、マツト
- 十一、デスクシート
- 十二、家具用キヤツプ
- 十三、クツシヨンゴム
- 十四、ガーデンホース
- 十五、ゴムバンド
- 十六、絲ゴム
- 十七、空氣枕
- 十八、スポンヂ
- 十九、玩具
- 二十、廣告用氣球
- 二十一、海水浴用具
- 二十二、運動用具
- 二十三、チューインガム

前項但書ヲ受ケントスル者當該物品又ハ材料ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬  
ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セス



(ロ) ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件 (昭和十三年七月九日)  
(商工省令第五十四號)

一八八

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件左ノ通定ム  
ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件

總ゴム長靴及總ゴム短靴(雨靴、ヤージュアシューズ及豆靴ヲ除ク以下同シ)ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタルモノ以外ノモノニ對シコレヲ販賣(本令施行前ニナシタル契約ニヨル引渡シヲ含ム)スルコトヲ得ス但シ軍ノ注文又ハ輸出注文(關東州、滿洲國、又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニカカル場合ハ此ノ限りニ在ラス

前項ノ規定ニヨリ商工大臣ノ指定シタル者、其ノ買受ケタル總ゴム長靴又ハ總ゴムノ短靴ヲ販賣セントスル時ハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ) ゴム配給統制規則 (昭和十三年七月九日)  
(商工省令第五十五號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リゴム配給統制規則左ノ通定ム

ゴム配給統制規則

第一條 本則ニ於テゴムトハインディアラバー、バララバー、ラテックス、ジロトシ、バラタ、ガタパーチャヲ謂フ

第二條 ゴムヲ輸入シタルモノハ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下配給機關ト稱ス)以外ノモノニ之ヲ販賣(本則施行前ニナシタル契約ニヨル引渡シヲ含ム、以下同シ)スルコトヲ得ス

第三條 ゴムヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ業トスルモノ(以下工業者ト稱ス)ハ商工大臣又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ用途別ニ割當タル數量ヲ超エ當該用途ニゴムヲ使用スルコトヲ得ス但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同シ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノタメ使用スル場合ハ此ノ限りニ在ラス、統制團體ハ前項ノ規定ニヨル割當テノ用途別總數量ニツキ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 商工大臣第二條第一項ノ規定ニヨル割當ヲナシタル時ハ工業者ニ對シ其ノモノ、割當數量ニ相當スル別記様式ノゴム購入表ヲ交付ス、統制團體ハ工業者ニ對シ其ノ者ノゴムノ割當數量(委託ニヨル製造又ハ加工ノタメ使用スルゴム割當數量ヲ除ク)及其ノ者カ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノタメ使用スルゴムノ數量ニ相當スルゴム購入表ヲ交付スヘシ、統制團體ハ前項ノゴム購入表ノ様式ニツキ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 工業者ハゴム購入表ト引代フルニ非サレハゴムヲ買受クルコトヲ得ス



第六條 配給機關ハゴム購入表ト引代フルニ非サレハゴムヲ販賣スルコトヲ得ス、配給機關ハ工業者ヨリゴム購入表ト引代ヘニゴム購入ノ申込アリタル時ハ正當ノ事由アルニ非サレハコレヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 工業者ハゴム購入表ト引代ヘ買受ケタルゴムヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス

第八條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテゴムヲ使用シテ製造又ハ加工シタル物品ヲ譲リ受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國若ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツルタメ販賣スルコトヲ得ス

第九條 工業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニゴム購入表ト引替ヘ買受ケタルゴムノ買受先別及種類別數量ヲ商工大臣又ハゴム購入表ヲ交付シタル統制團體ニ報告スヘシ、工業者ガ其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ種類別使用數量ニツキ又同シ

第十條 配給機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ引代ヘタルゴム購入票ヲ商工大臣又ハ之ヲ交付シタル統制團體ニ差出スヘシ、工業者カ其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ使用數量ニ相當スルゴム購入票ニツキ又同シ

第十一條 工業者及配給機關ハ帳簿ヲ備ヘ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スヘシ

第十二條 工業者ハ其ノ製造又ハ加工シタル製品ノ數量及原料又ハ材料ニツキ商工大臣又ハゴム購入票ヲ交付シタル統制團體ノ検査ヲ受クヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、ゴムヲ販賣スル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ニ於ケル臨時輸出入許可規則第一條ノ許可ヲ受ケ未タ輸入セサルゴムノ種類別數量ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

本則施行ノ際現ニゴムヲ所有スルモノ(工業者ヲ除ク)ハ本則施行ノ日ヨリ五日以内ニ商工大臣ノ指定スル價格ヲ以テ之ヲ配給機關ニ譲渡スヘシ

配給機關ハ前項ノ規定ニヨル譲渡ノ申込アリタル時ハ正當ノ事由アルニ非サレハコレヲ拒ム事ヲ得ス

別記様式

(表面)

日本標準規格A列六號

(裏面)

第 號

ゴム購入票

昭和 年 月 日發行  
昭和 年 月 日迄有效

購入者(氏名又ハ名稱)  
(住所)

英噸

商 工 省

注意

- 一、本購入票ハゴム購入ノ際引換ニ之ヲ販賣業者ニ交付スベシ
- 二、本購入票ハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ
- 三、本購入票ト引換ヘ買受ケタルゴムヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ
- 四、本購入票ヲ以テゴムヲ買受ケタル場合ハゴムノ買受先及種類別數量ヲ直ニ商工大臣ニ報告スベシ
- 五、本購入票ト引換ヘゴムヲ販賣シタル者ハ直ニ本購入票ヲ商工大臣ニ差出スベシ



(ニ) ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ指定シタル者

(昭和十三年七月九日 商工省告示第百八十二號)

日本護謨工業組合聯合會  
東京ゴム靴却商業組合

(ホ) ゴム配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル配給機關

(昭和十三年七月九日 商工省告示第百八十三號)

日本護謨輸入組合  
東京ゴム原料卸商業組合  
大阪生護謨卸商業組合  
神戸護謨原料卸商業組合

(ヘ) ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依ル統制團體

(昭和十三年七月九日 商工省告示第百八十四號)

日本護謨工業組合聯合會

(ト) ゴム配給統制規則附則第三項ノ規定ニ依ルゴムノ價格

(昭和十三年七月九日 商工省告示第百八十五號)

品	種	當一	價封	格度
スタンダードリプトス	ケース入	五三、七五		
モークドシート	ケース入	五三、二五		
チャイニーズプライムリ	ケース入	五三、二五		
プトスモークドシート	ケース入	五二、七五		
グッドF、A、Q	ケース入	五二、二五		
F、A、Q	ケース入	五〇、二五		
ロIF、A、Q	ケース入	四九、七五		
オフシート	ケース入	四九、〇〇		
フアインリプトアンスモークドシート	ケース入	五八、〇〇		
グッドリプトアンスモークドシート	ケース入	五五、〇〇		
フアインベールクレープ	ケース入	五七、〇〇		
グッドベールクレープ	ケース入	五六、〇〇		
オフカラーベールツシユクレープ	ケース入	五三、〇〇		



ファインブラウンクレープ  
 グッドブラウンクレープ  
 ブラウンクレープ  
 ダークブラウンクレープ  
 ダーククレープ  
 パーククレープ  
 セイロンクレープ  
 ブランケツトB  
 ブランケツトC  
 ブランケツトD  
 ブランケツトE  
 スマトラクレープA  
 スマトラクレープB  
 スマトラクレープC  
 ファインブレインアンスマークドシート  
 グットブレインアンスマークドシート  
 ミツクスブレインアンスマークドシート  
 F、A、Q、カッテング  
 グッドカッテイング  
 スタンダードカッテング

五〇、七五  
 五〇、二五  
 四九、五〇  
 四八、〇〇  
 四六、七五  
 四三、五〇  
 六五、〇〇  
 五〇、七五  
 五〇、〇〇  
 四七、二五  
 四六、二五  
 五二、二五  
 五〇、二五  
 四九、二五  
 五九、〇〇  
 五六、〇〇  
 五〇、二五  
 四九、〇〇  
 四九、七五  
 五〇、七五

前記價格ハ七月六日スタンダードリプトスマークドシート(ケース入)シンガポール寄付相場二十四仙  
 ヲ基準トシ其ノ相場ガ八分ノ一仙變動スル毎ニ二厘五毛ヲ上下セシムルモノトス

ガタバーチヤバーハンA	三一〇、〇〇
シヤツクスリボオイルD	一五〇、〇〇
ロージロトン	六〇、〇〇
リファインドジロトンA	一二〇、〇〇
リファインドジロトンB	八五、〇〇
パ ラ タ	七五、〇〇
ガタハンカン	一四〇、〇〇
ガタカチャオ	八〇、〇〇

スキミング	四八、五〇
カッブウオツシング	四八、〇〇
ツリースクラツブ	四二、五〇
ア ー ス	三五、〇〇
バララバー	七八、〇〇
ラテックス(ゴム含有量三五パーセント)	二八、八七
ラテックス(ゴム含有量六十パーセント)	五二、五〇
ラテックス(ゴム含有量六一パーセント)	五三、七三
ラテックス(ゴム含有量七五パーセント)	六四、八七



(一七)米松ニ關スル事項

(イ)米松販賣取締規則 (昭和十三年七月九日  
商工省令第五十二號)

昭和十三年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ米松販賣取締規則左ノ通定ム

米松販賣取締規則

第一條 米松(長サ二メートル以下ノモノヲ除ク、以下同シ)ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハコレヲ販賣(本則施行前ニナシタル契約ニヨル引渡シヲ含ム)スルコトヲ得ス、但シ官廳ノ注文ニ係ル場合ハ此ノ限りニ非ス

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 買受人及使用者ノ氏名、名稱及住所
- 二 用途
- 三 種類別數量及價格
- 四 引渡シ豫定時期
- 五 使用者請負人ナル時ハ注文者ノ氏名、名稱及住所

六 買受後製材ヲナスモノニアリテハ製材ヲナスモノ、氏名、名稱及住所

前項ノ許可申請書ニハ使用者連署スヘシ

第三條 米松ノ使用者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ前條ノ許可申請書ニ記載シタル用途以外ノ用途ニ當該米松ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 米松ノ販賣ヲ業トスルモノハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル種類別取引先別販賣及購買數量並ニ前月末現在ノ種類別在庫數量ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス、本則施行ノ際現ニ米松ノ販賣ヲ業トスルモノハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ米松ノ種類別在庫數量ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

(一八)鉛、亞鉛、錫等ニ關スル事項

(イ)鉛、亞鉛、錫等使用制限規則 (昭和十三年七月九日  
商工省令第五十一號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉛、亞鉛、錫等使用制限規則左ノ通定ム

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則



**第一條** 鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ此等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙又ハチューブハ之ヲ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ニシテ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同シ）ニ非サルモノ、包裝ニ使用スルコトヲ得ス  
但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

**第二條** 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

- 一 使用スル箔、紙又ハチューブノ種類及數量
- 二 箔、紙又ハチューブノ用途
- 三 箔、紙又ハチューブヲ使用セントスル事由

**第三條** 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ此等ノ金屬ヲ用ヒタル合金（銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金ヲ除ク）ハ之ヲ左ニ掲クル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非サルモノ、製造ニ使用スルコトヲ得ス  
但シ亞鉛鍍金用、錫鍍金用又ハハンダトシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

- 一 茶器、酒器、菓子器、其ノ他ノ飲食用器具
- 二 鍋、釜、湯沸其ノ他厨房用器具

- 三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其ノ他ノ家具什器
- 四 手摺、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附屬金具
- 五 置物、花器、賞盃、箱物其ノ他美術裝飾品
- 六 煙草セツト、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用具
- 七 ハンドバツク、化粧用具、化粧品用器其ノ他ノ身廻リ用品
- 八 髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ裝身具又ハ被服附屬金具
- 九 文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具
- 十 玩具

**第四條** 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

- 一 製造スル物品ノ名稱及數量
- 二 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若クハニツケル又ハ此等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ノ種類別使用數量
- 三 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ此等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由

**第五條** 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハ此等ノ合屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチューブヲ以テ輸出品トシテ包裝シタル齒磨、化粧品又ハ飲食料品又ハ第三條各號ニ掲クル物品若



ハ其ノ部分品ニシテ輸出品トシテ鉛、亜鉛、アンチモン、ニツケル若ハ此等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ譲受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツルタメ販賣スルコトヲ得ス

但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

附 則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス、本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品、又ハ飲食料用品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙又ハチューブヲ使用スル場合ニ限り第一條ノ規定ヲ適用セス、但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非サルモノニツキ第二條各號ニ掲クル事項ヲ地方長官ニ届出ツヘシ、本則施行ノ際現ニ第三條各號ニ掲クル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル鉛、亜鉛、アンチモン若ハニツケル又ハ此等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限り第三條ノ規定ヲ適用セス但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非サルモノニツキ第四條各號ニ掲クル事項ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

(一九)物品販賣價格ニ關スル事項

(イ)物品販賣價格取締規則

(昭和十三年七月九日  
商工省令第五十六號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ物品販賣價格取締規則左ノ通定ム

物品販賣價格取締規則

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ商工大臣又ハ地方長官カ販賣價格ヲ指定シタル時ハ其ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣(指定前ニナシタル契約ニ依ル引渡シヲ含ム)スルコトヲ得ス、但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及已ムヲ得サル事由ニヨリ卸賣ニツイテハ商工大臣、小賣ニツイテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉ケル目的ヲ以テ買戻シ約款ヲ付シ他ノ物品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(ロ) 1 物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品 (昭和十三年七月九日 商工省告示第百八十六號)

麻製 品	カーボンブラツク
輸入材及其ノ製品	亞鉛華
ゴム製 品	リサージ
松 脂	唐 土
セルラツク	石 炭
アラビヤゴム	硼 酸
桐 油	鉛 丹

(ロ) 2 物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品 (昭和十三年七月十六日 商工省告示第百九十四號)

- アルミニウム製品
- アルマイト製品
- ヒマシ油
- カゼイン

(二〇) 人造絹絲ニ關スル事項

(イ) 人造絹絲販賣價格取締規則 (昭和十三年七月二十三日 商工省令第六十三號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ人造絹絲販賣價格取締規則左ノ通定ム

人造絹絲販賣價格取締規則

第一條 人造絹絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

前項ノ人造絹絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ人造絹絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉クル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行為ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 第一條第二項ノ種類ノ人造絹絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ六月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ス但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 第一條第二項ノ種類ノ人造絹絲以外ノ人造絹絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣



數量及金額ヲ別記用式ニ依リ商工大臣ニ届出ツヘシ

附 則

本則ハ昭和十三年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十三年十月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ人造絹  
 絲ノ引渡ヲ爲スコトル得ス  
 但シ昭和十三年十月及十一月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格カ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高  
 價格ヲ超エサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

別記様式

住所 氏名又ハ名稱

一、販賣契約表

約定月日	販賣先	人造絹絲ノ種類	人造絹絲ノ銘柄	單 價	販賣數量	引渡月
計						

二、引渡表

引渡月日	引渡先	人造絹絲ノ種類	人造絹絲ノ銘柄	單 價	引渡數量	販賣約定 月 日
計						

(ロ)人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件

(昭和十三年七月二十三日  
 商工省令第六十四號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件左ノ通定ム  
 人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件

人造絹絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同  
 シ)輸出品ノ原料ハ材料ニ用フルモノヲ除ク外其ノ太サヲ

【ビス】ニ在リテハ一二〇、一五〇、二〇〇、二五〇又ハ三〇〇デニール【マルチ艶有】ニ在リテハ七  
 五、一〇〇又ハ一二〇デニール【マルチ艶消】ニ在リテハ七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール  
 【ベンベルグ】ニ在リテハ三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール【マテザ】ニ在  
 リテハ四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニールト爲スコトヲ要ス  
 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス



附 則

本令ハ昭和十三年七月廿五日ヨリ之ヲ施行ス

(註) 人造絹絲販賣價格取締規則第一號第二項ノ規定ニ依ル人造絹絲ノ種類及最高價格表ハ本書(第一輯)ニ轉載スルコトトセリ

(二二)重要物資在庫高報告ニ關スル事項

(イ)重要物資在庫數量調査規則 (昭和十二年十一月二十二日 商工省令第三十一號)

昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依リ重要物資在庫數量調査規則左ノ通定ム

重要物資在庫數量調査規則

第一條 重要物資在庫數量調査ハ三月毎ニ一回之ヲ行フ

第一回重要物資在庫數量調査ハ昭和十二年十一月ニ之ヲ行フ

第二條 別表ニ掲クル物資ノ輸入業者、販賣業者及之ヲ原料トシテ使用スル製造業者ハ營業所又ハ工場毎ニ重要物資在庫數量調査票二通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌十日迄ニ其ノ營業所又ハ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ重要物資在庫數量調査票ヲ提出スヘキ者ノ範圍ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三條 地方長官前條ノ規定ニ依リ提出シタル重要物資在庫數量調査票ヲ受理シタルトキハ其ノ一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ一年間其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ之ヲ取纏メ番號ヲ記入シタル上其ノ月二十

日迄ニ商工大臣ニ提出スヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

物 資 名	重要物資在庫數量調査票ヲ提出スヘキ者
棉	輸入業者
花	常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者
	常時月額千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者
羊 毛	輸入業者
(ノイル及反毛ヲ除ク)	常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者
	常時月額千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者
亞麻、麻及ラミ	輸入業者
	常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者
	常時月額五千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者
マニラ	輸入業者
麻	



黄 麻	常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者 常時月額五千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者
米材及北洋材	常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者 常時月額五千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者
南洋材	常時月額百五十立方米以上ヲ販賣スル販賣業者 常時月額百立方米以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者
製紙用碑木バルフ	常時月額三百立方米以上ヲ販賣スル販賣業者 常時月額百五十立方米以上ヲ原料トシテ使用スルベニヤ板製造業者 及常時月額百立方米以上ヲ原料トシテ使用スル其ノ他ノ製造業者 輸入業者 販賣業者
製紙用化學バルフ	原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者 販賣業者 常時月額十噸以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者

人絹用バルフ (セロファン用ヲ含ム)	輸入業者 販賣業者
生ゴム	原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者 販賣業者
牛皮及水牛皮	常時月額十噸以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者
牛革馬革及羊革	常時月額二千斤以上ヲ販賣スル販賣業者 常時月額二千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者 輸入業者
	常時月額三百斤以上ヲ販賣スル販賣業者 常時月額二千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者

(備考)

- 一、製造業者ニシテ原料トシテ當該物資ヲ輸入スル者ハ同時ニ輸入業者トス
- 二、販賣業者ニハ當該物資ノ輸入ヲ業トスル者ヲ含マス



重要物資在庫數量調査票

昭和 年 月 末

◎第 號

輸入業者 △販賣業者 製造業者 氏名又ハ 名稱	所在地	道府郡市區町村番地		輸入又ハ販賣業者月 末在庫數量		製造業者 月末在庫量	單位
		賣約濟ノ モノ	其ノ他	月	末		
棉花 (產地別)	英領印度(ピ ルマヲ含ム)						
	北米合衆國						
	埃及						
	北支那						
	東アフリカ						
	南アメリカ						
	其ノ他						
羊毛 (ノイル 及反毛 ヲ除ク) (產地別)	濠洲						
	南アフリカ						
	ニュージ ーランド						
	南アメリカ 其ノ他						
亞麻、苧麻及ラミー							
マニラ麻							
黃麻							
米材及北洋材							
南洋材							
製紙用碎木パルプ							
製紙用化學パルプ							
人絹用パルプ(セロ ファン用ヲ含ム)							
生ゴム							
牛皮及水牛皮							
牛革、馬革及羊革							

◎欄ハ道府縣ニ於テ記入スルモノトス  
△欄中該當セザル事項ハ提出者ニ於テ之ヲ抹消スベシ

第二三五號

昭和 年 月 日 提出

營業主又ハ代  
表者記名捺印

二一〇

(參 考)

(一) 暴利取締ニ關スル事項

(イ) 暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件

(昭和十二年八月三日  
商工省令第十號)

昭和十二年十月省令第二六號改正

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲クル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得  
テ左ニ掲クル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官ハ期間ヲ定  
メテ其ノ行爲ヲ爲スヘカラサル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スル  
コトヲ得

- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黑鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱

二一一



- 六 電 極
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦
- 九 硝 子
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス、煉炭及木炭
- 十二 棉花、麻、ステールファイバー及羊毛其ノ他ノ獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)並ニ布帛(フェルト及編物ヲ含ム)及其ノ製品
- 十四 被 服
- 十五 紙及其ノ製品
- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂及其ノ製品並ニ調製重香類
- 二十 肥料及飼料
- 廿一 生ゴム及ゴム製品

- 廿二 バ ル プ
- 廿三 皮革及其ノ製品
- 廿四 麥及小麥粉
- 廿五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外ノ飲食料品
- 廿六 セメント、瓦、砂及砂利
- 廿七 木 材

**第二條** 商工大臣又ハ地方長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲クル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命スルコトアルヘシ

**第三條** 第一條ニ掲クル物品中木炭、肥料、飼料、麥、木材及農蓄水産物タル飲食料品ニ付商工業者及其ノ團體以外ノ者ニ對シ前二條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農林大臣トス

**第四條** 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サス若ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

**第五條** 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關



シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ロ) 暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件改正 (昭和十三年七月十四日 商工省令第五十九號)

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲クル物品ノ買占メ若ハ賣惜シミヲ爲シ又ハ爲サントシ又ハ暴

利ヲ得テ左ニ掲クル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスルモノト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官 (東京府ニアリテハ東京府知事及ビ警視總監以下同シ)ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニツキ條件ヲ附スルコトヲ得、不當ノ報酬ヲ得テ左ニ掲クル物品ノ販賣ヲ媒介シ又ハ媒介セントスルモノト認ムルトキ又同シ

- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黑鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品

五 電線及電柱

六 電 極

七 研磨材料

八 陶磁器、耐火煉瓦並ニガラス及其ノ製品

九 セルロイド及其ノ製品

一〇 石油及其ノ容器

一一 石炭、コークス、煉炭及薪炭

一二 棉花、麻、ステールファイバー及羊毛其ノ他ノ鳥獸毛

一三 糸(生糸ヲ除ク)並ニ布帛(フェルト及編物ヲ含ム)及其ノ製品

一四 被服及身邊用細貨類

一五 紙及其ノ製品

一六 染料、顔料、塗料及填充料

一七 工業藥品及農業用藥劑

一八 醫藥其ノ他ノ衛生材料

一九 油脂蠟及其ノ製品並ニ調製薰香類

二〇 肥料及飼料



- 二一 生ゴム及ゴム製品
- 二二 バルブ
- 二三 皮革及其ノ製品
- 二四 麥及小麥粉
- 二五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、コーヒ―其ノ他ノ穀物以外ノ飲食料品
- 二六 セメント、瓦、砂及砂利其ノ他ノ土木建築ノ材料
- 二七 木竹類及其ノ製品
- 二八 マツチ
- 二九 氷

第一條ノ二 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ店頭ニ揭示シ其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ、但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第二條 商工大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムル時ハ第一條ニ掲クル物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトアルベシ

第二條ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ届出ヲ命ズルコトアルヘシ

第三條 「第一條ニ掲クル物品中木炭、肥料、飼料、麥、木材及農畜水産物タル飲食料品」ヲ「薪炭、麻、鳥獸毛、油脂、蠟、肥料、麥、木竹ノ類及其ノ製品農畜水産物タル飲食料品並ニ氷」ニ「前一條」ヲ「第一條、二條又ハ前條」ニ改ム

第四條 第二項ヲ削ル、第四條ノ二、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條ノ二ノ規定ニ依ル表示ヲナサズ又ハ虚偽ノ表示ヲナシタルモノ
- 二 第二條ノ規定ニ依ル報告ヲナサズ又ハ虚偽ノ報告ヲナシタルモノ
- 三 第二條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルモノ

第五條 中「前條」ヲ「第二條」ニ「前條ノ罰金刑」ヲ「第四條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ)價格表示除外例 (地方長官へ通牒)

商工省ハ暴利取締令ノ改正施行ニ關聯シテ十三日地方長官ニ對シ商工、農林、内務三次官依命左記事項ノ通牒ヲ發シタリ

- 一、販賣價格ノ表示ハ出來得ル限り正札ノ方法ニ依ラシムルコトトナスモ物品販賣上ノ舊來ノ習慣ヲ努メテ尊重スルコトトシ物品ノ種類、性質其ノ他ノ事情ニ依リ店頭ノ揭示、見本帳ノ備へ附ケ其ノ



他適宜ノ方法ヲ認メルコト

正札以外ノ方法ヲ以テスル場合ハ品質數量等ヲ明示シテ販賣價格ヲ表示セシムルト、尙包裝品ノ生産者ニ對シテハ煙草ノ如キ定價表示ヲ極力圖カラシムルコト

二、第一條ノ二但書ノ規定ニ依リ表示ノ除外ハ原則トシテ認メザルコトトナスモ純然タル農林、水産業者ニツキテハ全般的ニ、左記ノモノニツキテハ事情ニヨリ之ヲ認メルコト

イ 各種行商

ロ 各種露店商

ハ 荒物雜貨類小賣商

ニ 駄菓子類小賣商

ホ 入札又ハ競賣ノ方法ニ依リ販賣ヲナスモノ

ヘ 其ノ他地方長官ニ於テ表示ヲ命スルヲ適當ナラズト認メアモノ

尙前記(ヘ)ニヨリ表示ノ除外ヲ認メントスルトキハ豫メ商工省ニ打合ヲナシ其ノ他ノ場合ニアリテハ遲滞ナク商工省ニ報告ヲナスコト

三、第一條ノ二及第二條ノ「物品ノ販賣ヲナスモノ」トハ第一條ニ掲クル物品ニ止マラス其ノ他總テノ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニシテ且販賣業者ノミナラズ生産者、貿易業者ヲ包含スルモガス電氣、水道ナドノ供給事業者飲及食店、料理店等ノ接客業者ヲ含マサルコト

四、第一條ノ二ノ規定ノ取締ニ當リテハ物品ノ種類、數量其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シテ之ヲ行ヒ徒ラ

ニ小賣商ニ對スル取締ニ終始シテ生産者、貿易業者、卸賣業者等ノ大口取引者ヲ看過スルコトナキヨウ特ニ留意スルコト

五、第一條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニアリテハ東京府知事及警視總監以下同シ)ニ改メタル主旨ニ鑑ミ道府縣警察部(東京ニアリテニ警視廳)ハ從來ノ如ク單ニ市況取引價格等ノ査察内偵ヲナスニ止マラス道府縣經濟部(東京府ニアリテハ東京府)ト一體トナリ監視取締リニ遺憾ナキヲ期スルコト

(二)金ニ關スル事項

(イ)金 使用規則 (昭和十二年十二月二十八日 大藏省令 第六十號)

金使用規則左ノ通定ム

金使用規則

第一條 金ヲ用ヒタル製品(金箔、金絲、金粉、金液及此等ヲ用ヒタル製品並ニ金鍍金ヲ施シタル製品ヲ除ク以下同シ)ニシテ其ノ金ノ品位千分中三百七十六ヲ超ユルモノハ當分ノ内之ヲ製造スルコトヲ得ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス



- 一 勳章其ノ他法合ニ依リ製造ヲ要スルモノ
  - 二 工業用又ハ醫療用トシテ必要已ムヲ得サルモノ  
前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ
  - 一 申請者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
  - 二 製品ノ種類、數量、價額及金ノ品位
  - 三 製造ニ要スル金ノ純量及價額
  - 四 製造ヲ必要トスル事由
  - 五 其ノ他參考トナルヘキ事項
- 第二條** 金又ハ金箔、金絲、金粉、若ハ金液ハ當分ノ内左ノ各號ニ掲クル或用途ニ供スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 屏風、襖、額縁其ノ他表裝用
  - 二 天金、金文字、裝幀其ノ他製本用
  - 三 看板、標札其ノ他廣告用
  - 四 金文字、金縁、金散シ其ノ他印刷用
  - 五 金文字、商標其ノ他標識用

**第三條** 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營マントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル届出書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ毎月使用スル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 届出者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金
- 三 製品ノ種類及其ノ毎月ノ製造高
- 四 毎月使用スル金ノ純量

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ前項各號ニ掲クル事項ニ付變更ヲ生シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ二週間内ニ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ

**第四條** 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ承繼シタル者ハ二週間内ニ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ但シ毎月使用スル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前條第二項ノ規定ハ前項ニ掲クル者ニ關シ之ヲ準用ス

**第五條** 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營ム者ハ各月ノ金地金ノ買入高、賣却高、賣却高及保有高竝ニ其ノ製品ノ製造高、買入高、賣却高及保有高ヲ附屬書式ニ依リ翌月十日迄ニ大藏大臣ニ報告スヘシ但シ使用シタル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第六條** 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造



業ヲ營ム者ニ對シ其ノ製品ノ種類又ハ金ノ使用量ヲ制限スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營ム者ハ本令施行ノ日ヨリ三週間内ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル届出書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ毎月使用スル金ノ純量五十グラム未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 届出者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
  - 二 會社ニ在テハ其ノ資本金
  - 三 製品ノ種類及其ノ毎月ノ製造高
  - 四 毎月使用スル金ノ純量
  - 五 最近一年間ニ製造シタル製品ノ種類、數量、價額及金ノ品位
  - 六 最近一年間ニ使用シタル金ノ純量及價額
  - 七 届出ノ際現ニ製造ノ過程ニ在ル製品ノ種類、數量、價額及金ノ品位
  - 八 届出ノ際現ニ保有スル金又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ數量及價額
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ト看做ス  
 本令施行ノ際現ニ金又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ヲ用ヒ製造ノ過程ニ在ル製品ニ關シテハ第一條第一項及第二條ノ規定ヲ適用セス

附 屬 式 式 第 一 號

金地金ニ關スル報告書

大藏大臣

殿

住所

(甲) 總括分

昭和

年

月分

氏名又ハ商號

種 類	前月繰越高	當月中買入高	當月中使用高	當月中賣却高	月末現在高	數量		價額	
						瓦	圓	瓦	圓
計	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	圓	圓	圓	圓

- 注 意
- (1) 種類欄ニハ渣金(吹玉等ヲ含ム)ト其ノ他ノ金地金トヲ區分シ記載スヘシ
  - (2) 渣金ヲ精製(分析)ノ爲工場ニ拂出シタルトキハ渣金ノ當月中使用高欄ニ外書シ仕上リタルトキハ其ノ他ノ金地金ノ當月中買入高欄ニ外書スヘシ
  - (3) 數量欄ニハ純金トシテノ量目ヲ瓦ヲ以テ記載スヘシ
  - (4) 價額欄ニハ買入價額ヲ記載スヘシ
  - (5) 支店アルトキハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スヘシ
  - (6) 本支店間ノ移送其ノ他買入以外ノ事由ニ依ル増減アリタルトキハ其ノ増減ヲ生シタル日數量及事由ヲ附記スヘシ
  - (7) 用紙ノ大イサハ美濃半裁判トス







第一號書式

金地金ニ關スル報告書

大藏大臣

殿

(丁) 賣却分 昭和 年 月分 住所 氏名又ハ商號

種類	取引日	数量	價額	賣却先			賣却先の 買入目的	備考
				住所	職業	氏名又ハ商號		

注意 (1) 一取引百圓未満ノモノハ種類毎ニ一括シテ取引數・數量及金額ノミヲ記載シ其ノ他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

(2) 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔・金絲・金粉若ハ金液ノ製造ヲ請負ハシメ、請負者ニ製造ヲ要スル金地金ノ賣却其ノ他拂出シタルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記載スヘシ

(3) 其ノ他(甲)ノ注意ニ準ス

第二號書式

金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔・金絲・金粉若ハ金ニ液關スル報告書

大藏大臣

殿

(甲) 總括分 昭和 年 月分 住所 氏名又ハ商號

種類	前月繰越高		當月中製造高		當月中買入高		當月中賣却高		月末現在高		備考
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
小計											
小計											
合計											

注意

(1) 種類欄ニハ時計・針・若ハ指輪又ハ金箔・金粉等ニ區分シ記載スヘシ

(2) 請負注文ヲ受ケ製造シタルモノハ當月中製造高中ニ内書シ、其ノ製品ヲ注文者ニ引渡シタルトキハ之ヲ當月中賣却高欄ニ内書スヘシ

(3) 請負ハシメテ製造シタルモノノ引渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ當月中買入高欄ニ内書スヘシ

(4) 當月中賣却高欄ノ價額欄其ノ他價額欄ニハ保有價額(製造又ハ買入ノ原價)ヲ記載スヘシ

(5) 數量及價額欄ニハ種類毎ニ其ノ小計ヲ記載スヘシ

(6) 支店アルトキハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スヘシ

(7) 本支店間ノ移送其ノ他賣買請負以外ノ事由ニ依ル増減アリタルトキハ其ノ増減ヲ生シタル日・數量・價額及事由ヲ附記スヘシ

(8) 用紙ノ大イサハ美濃半裁判トス



第二號書式

川口

金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔・金絲・金粉若ハ金液ニ關スル報告書

大藏大臣 殿

(乙) 製造分 昭和 年 月分 住所 氏名又ハ商號

種類	種類計	数量	價額	金ノ品位	金ノ使用高		備考
					数量	價額	
小	計		圓		瓦	圓	
小	計						
合	計						

- 注意 (1) 金ノ品位欄ニハ製品ノ金ノ品位ヲ記載スルモノトス  
 (2) 金ノ使用高欄ノ中數量欄ニハ純金トシテノ量目ヲ瓦ヲ以テ、價額欄ニハ買入價額ヲ記載スヘシ、  
 (3) 請負注文ヲ受ケ製造シタルモノハ其ノ旨並ニ注文者ノ住所・職業及氏名又ハ商號ヲ備考欄ニ記載シ小計欄及合計欄ニ夫々内書スヘシ  
 (4) 其ノ他甲ノ注意ニ準ス (2及3ヲ除ク)

第二號書式

金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔・金絲・金粉若ハ金液ニ關スル報告書

大藏大臣 殿

(丙) 買入分 昭和 年 月分 住所 氏名又ハ商號

種類	種類計	數量	價額	金ノ品位	買入先			備考
					住所	職業	氏名又ハ商號	
小	計		圓					
小	計							
合	計							

- 注意 (1) 請負ハシメテ製造シタルモノノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ請負ハシメタルモノナル旨ヲ備考欄ニ記載シ小計欄及合計欄ニ夫々内書スヘシ  
 (2) 其ノ他(甲)ノ注意ニ準ス



第二號書式

金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔・金絲・金粉若ハ金液ニ關スル報告書

大藏大臣

殿

住所

(丁) 賣却分

昭和

年

月分

氏名又ハ商號

種類	數量	價額	金ノ品位	賣却先			賣却先ノ買入目的	備考
				住所	職業	氏名又ハ商號		
小計								
小計								
合計								

注意 (1) 請負注文ヲ受ケ製造シタルモノヲ引渡シタルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記載シ小計欄及合計欄ニ夫々内書スヘシ

(2) 價額欄ニハ保有價額(製造又ハ買入ノ原價)ノ外賣却價額ヲ朱書スヘシ

(3) 其ノ他甲ノ注意ニ準ス (2及3ヲ除ク)

(三) 銅ニ關スル事項

(イ) 銅 使用制限規則 (昭和十二年十一月六日 商工省令第二十八號)

銅使用制限規則

第一條 建築物ノ屋根、庇、樋、化粧張、煙突又ハ排氣筒トシテ銅ヲ使用セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ一建築物ニ付百疋ヲ超エサル銅ヲ庇及之ニ附屬スル樋ニ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

- 一 銅ノ使用數量、前條ニ掲クル用途別ニ記載スヘシ
- 二 銅ヲ使用セントスル事由
- 三 建築物ノ位置
- 四 建築物ノ用途
- 五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事着手及竣工ノ豫定期
- 六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱



第三條 一建築物ニ付百疋ヲ超エサル銅ヲ庇及之ニ附屬スル樋ニ使用セントスル者ハ當該工事着手前  
前條各號ニ掲クル事項ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

附 則

本則ハ昭和十二年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ許可ヲ受クヘキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ當該工事ヲ施行中ノモノニハ本則ヲ適用セス但シ  
本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工事ニ付第二條各號ニ掲クル事項ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ  
要ス

(ロ)銅使用制限規則改正 (昭和十三年八月一日 商工省第七十三號)

銅使用制限規則

第一條 本則ニ於テ銅合金トハ黃銅(真鍮)、青銅(砲金ヲ含ム)、洋銀(洋白)、四分一(鐵銀)、白銅及  
赤銅ヲ謂フ

第二條 銅(屑及故ヲ含ム以下同シ)又ハ銅合金(屑及故ヲ含ム以下同シ)ハ之ヲ建築物ノ門、柵、屋根  
庇、水切、雨押、木口隠、樋、化粧張(羽目張、下見張及扶壁ヲ含ム)煙突、排氣筒、柵、扉、蹴板  
押板、破損止金物(保護金物)方立コーナービード、仕切り用金物(カウンタースクリーンヲ含ム)手  
摺、格子、滑り止め、目地、炊事臺(調理臺ヲ含ム)流シ場(流シ臺ヲ含ム)又ハ柱、壁、天井、庇廻シ

ノ裝飾金物(グリルヲ含ム)トシテ使用スルコトヲ得ズ、但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ  
在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第三條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官(東  
京府ニ在リテハ警視總監)ニ提出スヘシ

- 一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量 前條ニ規定スル用途別ニ記載スヘシ
- 二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由
- 三 建築物ノ位置
- 四 建築物ノ用途
- 五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事著手及竣工ノ豫定時期
- 六 請負人アル時ハ請負人ノ氏名名稱

第四條 銅又ハ銅合金ハ之ヲ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品(關東州、滿洲國  
又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク、以下同シ)又ハ其ノ部分品ニ非サルモノノ製造(加工ヲ含ム  
以下同シ)ニ使用スルコトヲ得ス、但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官  
ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造ニ使用スル時
- 二 學術研究試驗又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造ニ使用スル時



- 三 美術展覽會ノ出品物ノ製造ニ使用スル時
- 四 鍍金用又ハ箔、紙、糸、粉若ハ液トシテ使用スル時

**第五條** 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スシ

- 一 製造スル物名ノ名稱及數量
- 二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用量
- 三 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

**第六條** 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ豫メ左ニ掲クル事項ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 製造工場ノ名稱及所在地
- 二 製造スル物品ノ名稱及數量
- 三 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量
- 四 製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量

**第七條** 第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ譲リ受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツルタメ販賣スルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限りニ非ラス

附 則

本則ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則公布ノ際、現ニ第二條ノ規定ニ依リ新ニ制限ヲ受クルニ至リタル用途ニ銅又ハ銅合金ヲ使用中ノ者ニハ其ノ使用ニ付本則第二條ノ規定ヲ適用セス、但シ本則施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三條ニ掲クル事項ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ届出ツルコトヲ要ス、従前ノ第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者本則施行ノ日ノ前日迄ニ當該物品又ハ部分品ノ製造ヲ完了セサル時ハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

（ハ）銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル指定物品（昭和十三年八月一日 商工省告示第三百三十七號）

アイロン、安全剃刀及同容器、犬用金具、印形入レ、打掛、腕輪エレヴェーター（工鑛業用ノモノヲ除ク）鉛筆金具、鉛筆鞘、油濾シ、椅子、印形、インク入レ（インクスタンドヲ含ム）腕時計バンド、繪具容器、煙突鉛筆削リ、置時計、置物、押板、オペラグラス、カード立、鏡金具、角砂糖挾、樂譜臺飾棚、菓子器、家庭用懐中電燈、鞆金具（蝶番及錠前ヲ除ク）書籤、臺口金具、紙挾、桶、鹽類ノ籠、帶止、カーテン金具、カードリンク花器、カグテルセット、傘立、菓子型、菓子製造器、家庭用冷蔵庫、カフスポタン、釜、髪飾品、蚊帳吊手、蚊遣器、カラーボタン、皮剝器、觀賞用魚類容器、喫煙



用器具(煙管、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等)鏡臺金具、空氣銃、屑入れ、果物容器、靴籠、クリップ類、下駄又ハ草履ノ裏金、カラー止、カレンダー金具、玩具、看板、急須、金庫(手提金庫ヲ含ム)鎖(工鑛漁業及船舶用ノモノヲ除ク)藥玉裝飾金具、靴下止金具、頸飾、化粧品又ハ化粧用具ノ容器(口金ヲ含ム)蹴板、建築物ノ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ裝飾金物(グリルヲ含ム)コーナビード、コーヒー沸シ、廣告用文字、格子、及バンチングメタル(レジスターヲ除ク)香水噴金具、交通標識、氷入器、氷挾、香爐、コップ、茶碗類竝ニ同蓋、磅及臺、五徳、コハゼ、鍔(工鑛業用ノモノヲ除ク)子供用乗物、御飯蒸器、ゴルフ用具、コンバクト、杯、柵、皿、仕切用金物(カウンタースクリーンヲ含ム)自轉車立、絞リタオル入れ、シャープペンシル(機構鉛筆)寫真機用三脚、寫真立、十能(臺十能ヲ含ム)漏斗、狀差、賞牌、賞盃、商品陳列器具、錠前ノ握玉(心棒受ネジ部ヲ除ク)食器棚金具、燭臺、食卓、書狀計、書類入籠、如露、炊事臺(調理臺ヲ含ム)炊事用ボール、スウィッチボールド水筒、吸取器、硯水入れ、スタンブ臺、ステツキ金具、ストーヴ、ストロー立、スプーン、止メズボン吊金具、スライドフアースナー、清涼櫃、船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特殊照明用(航空標識用、航路標識用、醫療用及神佛用)以外ノ照明器具及附屬品(通電部分、無裝飾ホルダー部分及反射鏡部分ヲ除ク)洗面器、算盤ノ心棒、煽風器(工鑛業用ノモノヲ除ク)袖丸ミ、大根等ノ下金、玉子燒器、痰壺、蓄音機、茶零シ、茶壺、茶焙シ、塵取、帳面(ルーズリーフ・ノート及スプリング・ノートヲ含ム)金具、圖畫用水筒及油壺、手提袋金具、電氣座布團、卓上呼鈴、簞笥、衣

袋入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶棚、机等ノ金具(蝶番及錠前ヲ除ク)茶濾シ入れ、煖房具前飾金物、茶托、茶道具用爐釜、提灯金具、貯金箱、散蓮華、吊下手洗器、電氣炬燵、電氣七輪、電氣掃除器、天火、ドアークローザー及フロアヒンヂ、トイレットペーパーホルダー、銅像(胸像ヲ含ム)及銅碑、登山用アルコール焔爐、扉、鳥籠、ナイフ(ペンナイフ及バターナイフヲ含ム)ナフキンリング、肉池電氣足溫器、トースター、槌受金物、銅壺及柄杓入れ、燈籠、登山用アルコールタンク、トランク類金具(蝶番及錠前ヲ除ク)泥拭器、流臺、鍋、ネームプレート、コーションプレート、標札類、ネクタイ止、ネクタイピン、灰落シ、灰搔、排氣筒、蠅叩キ、蠅帳、灰篩、バケツ、破損止金具(保護金物)ヴァニテイケース、バター、ジャム、砂糖、ミルク等ノ容器、齒刷子入れ、バレット、盤景用具類、パン立、ハンドバツク、引手及把手、髭剃用コップ、柄杓(レードルヲ含ム)美錠、火熨斗、火箸、火鉢、被服用バンド、紐掛、表示板掲裝具、日除金具、フィンガーボール、風鈴、フォーク、筆洗、布帛掛、風呂桶及風呂釜、ペーパーナイフ、ヘヤーアイロン、篋、ペン軸裝飾金具、帯、庖丁、盆、窓閉閉調、整器、萬年筆金具(ペン先ヲ除ク)耳飾、ブツクベルト金具、筆立(ペン立ヲ含ム)及筆架、ブローチ、文鎮、塀、ヘヤードライヤー、ペン皿、ホールスタンド、帽子、額縁等ノ掛金具、ボタン(スナツプヲ除ク)本立、魔法瓶、水差、名刺傳票等ノ刺器、目地、メモ挾、物干器、藥罐、藥味入、及藥味立、矢筈、郵便受口、指輪、洋傘裝飾金具、洋服掛、欄干、メニユー立、持送り(棚受ケヲ含ム)門、燒網、矢立、遊戯用ボート、床磨器、湯沸器、楊枝入、ラヂエーター及同カヴァー、蠟燭立(神棚用ノモノ



ヲ除ク)ズボン伸張器

(註) 昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(四)工作機械ニ關スル事項

(イ)工作機械供給制限規則 (昭和十三年七月二十日 商工省令第六十號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ工作機械供給制限規則左ノ通定ム

工作機械供給制限規則

第一條 本則ニ於テ工作機械トハ切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂フ

第二條 設備タル工作機械三十臺以上ヲ備フル工作機械製造業者(以下工作機械製造業者ト稱ス)ハ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者以外ノ者ニ對シ工作機械ヲ供給(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同シ)スルコトヲ得ス、但シ左ニ掲クル物品若ハ其ノ部分品ヲ製造スル者ニ對シ供給スル場合、輸出スル場合輸出用トシテ輸出業者ニ對シ供給スル場合ヲ含ム)又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 工作機械
- 二 自動車

- 三 鐵道車輛
- 四 鋼 船
- 五 鑛山用機械
- 六 製鐵用機械
- 七 大型原動機又ハ大型電氣機械
- 八 球軸受又ハコロ軸受
- 九 工 具

第三條 工作機械製造業者前條但書ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 品 名
  - 二 供給數量及價額
  - 三 供給先及供給先ニ於テ當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品
  - 四 納 期
  - 五 供給ヲ必要トスル事由
- 前項ノ許可申請書ニハ供給ヲ受ケントスル者連署スヘシ

第四條 兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケントスルトキ



ハ工作機械製造業者ニ對シ當該工作機械ヲ使用シテ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スルモノナルコトヲ證スル書面ヲ交付スヘシ

**第五條** 工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ當該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若ハ其ノ部分品ノ製造以外ノ用途ニ轉用スルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第六條** 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 轉賣シ又ハ轉用セントスル工作機械ノ品名及數量
- 二 轉賣先及轉賣先ニ於ケル用途又ハ轉用セントスル用途
- 三 轉賣又ハ轉用ヲ必要トスル事由

**第七條** 工作機械製造業者ハ毎月十五日迄ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 前月ノ製造數量及價額（機種別ニ記載スヘシ）
- 二 前月ノ供給數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スヘシ）
- 三 翌月ノ製造豫定數量及價額（機種別ニ記載スヘシ）

四 翌月ノ供給豫定數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スヘシ）

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ本則施行前ニ供給ヲ受ケタル工作機械ニ付テハ之ヲ適用セス



(附 録)

(法令中其ノ後改正セラレタルモノ)

第二類 (四)綿製品ニ關スル事項

◎綿製品ノ販賣制限ニ關スル件中改正 (昭和十三年七月二十九日 商工省令第七十一號)

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件中左ノ通改正ス  
第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付染 (昭和十三年七月二十九日 商工省令第七十號)  
晒、截斷其他加工制限ニ關スル件

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

別表ニ掲ケル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付染、晒、截斷其ノ他ノ加工ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ、但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同シ)輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ又ハ綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステールファイバールヲ混用シタルモノヲ含ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ加工ノ仕掛中ノモノ及綿製品ステールファイバール等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ(同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク)ニ付テハ本令ヲ適用セス

別 表

綿 織 物

經緯ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合撚絲ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲ケルモノ

小 幅 物



綿木綿、緋木綿、染緋、織色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地  
廣幅物

太綾(ドリル、雲齋、葛城)、粗布、天竺、綿布、小倉織(カルゼヲ含ム)綿ネル、コール天、プロツク、帆布、

綿莫大小

表絲ニ英式番手四十番以下ノ綿絲ヲ裏絲ニ英式番手十番以下ノ綿絲ヲ用ヒ十二寸十三寸又ハ十四寸ノ吊機又ハトンプキン機ヲ以テ編立タルモノニシテ裏毛ノモノ、但シ丸染ノモノヲ除ク

浴用タオル

經緯ニ英式番手二十番以下ノ綿絲ヲ用ヒタルモノニシテ一反(十二枚續)ノ重量百五十匁以下ノモノ

(一一)鐵鋼ニ關スル事項

◎鐵鋼配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定團體

(昭和十三年七月三十日 商工省告示第二百二十四號)

人造石油製造業鐵鋼配給協議會  
日本管鐵組合聯合會

日本鋸刃工業組合  
大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會  
宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會  
沖繩縣鐵工業組合

◎鐵鋼配給統制規則第九條ノ規定ニ依ル會社及團體指定ノ件

(昭和十三年七月三十日 商工省告示第二百二十三號)

普通銑鐵(鑄鐵管ヲ含ム)ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日本製鐵株式會社「普通銑鐵(鑄鐵管ヲ含ム)ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日滿鐵鋼販賣株式會社」ニ改ム

(一二)皮革ニ關スル事項

◎皮革配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依ル指定販賣業者

(昭和十三年七月二十八日 商工省告示第二百五號)

東京原皮商業組合  
大阪原皮商業組合



北海道酪農販賣組合聯合會

(註) 昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ  
依ル指定輸入業者

(昭和十三年七月二十八日  
商工省告示第二百六號)

日本原皮輸入組合及其ノ所屬組合員

(註) 昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 皮革配給統制規則第九條ノ規定ニ  
依ル皮革ノ販賣價格

(昭和十三年七月二十八日  
商工省告示第二百七號)

皮革配給統制規則第九條ノ規定ニ依ル皮革ノ販賣價格左ノ通指定シ、昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一原皮

一、昭和十三年八月一日ヨリ同年八月末日迄  
昭和十三年七月二十日ニ於ケル價格

種別	單位	販賣價格	備考
牛 鹽 生 皮	貫 貫 枚 貫 枚	四、七五 四、六〇 三三、七五 三、八五 七、一五	
牛 生 皮	貫 貫 枚 貫 枚	三、五五 三、四五 三三、七五 二、九〇 七、一五	



馬 鹽 生 皮		羊 皮 生 (鹽 共)		豚 皮 生 (鹽 共)	
大 一枚四十坪以上ノモノ	中 一枚三十坪以上四十坪未満ノモノ	小 一枚三十坪未満ノモノ	緬 羊 皮	山 羊 皮	牝 豚 皮 (鬮皮ヲ含ム)
坪	坪	坪	坪	坪	貫
、 四〇	、 三六	、 三三	、 二五	、 三〇	一、 二五
平均坪數ニ坪當價格ヲ乘ジタル價 格ヲ一枚ノ價格トシ枚ヲ以テ計算 スルコトヲ得	馬生皮ハ一枚ニ付馬鹽生皮ノ五十 錢安トス	上記價格ハ毛代金ヲ含マザル價格ト ス山羊皮ニシテ特殊ノ用途ニ供シ得 ルモノハ坪當四十錢迄ト爲スコト得 平均坪數ニ坪當價格ヲ乘ジタル價格 トシ一枚ノ價格トシ枚ヲ以テ計算スル コトヲ得			

二、外地産原皮

種 別	單 位	販 賣 價 格	備 考
朝鮮産牛鹽干皮	斤	一、二〇	

三、輸入原皮

本船渡値段段ニ百分ノ四ノ手數料及運賃、保險料等ノ諸經費ヲ加算シタル額

第二成 革

- 一、昭和十三年八月一日ヨリ同年十一月末日迄、昭和十三年七月二十日ニ於ケル價格
- 二、昭和十三年十二月一日以降

種 別	單 位	販 賣 價 格	備 考
牛 底 革 ベルテイングレザ(バット)	百斤	二一〇、〇〇	
統 革 馬 靴 甲	百斤	三五〇、〇〇	
豚 靴 甲	百斤	二六〇、〇〇	
絞 靴 甲	百斤	八五	特殊ノ加工ヲ施シタルモノハ加工ノ 程度ニ應ジ上記價格ヲ超ユルコトヲ 得
ロ 靴 甲	百斤	六五	
エ 靴 甲	百斤	七五	
ブ 靴 甲	百斤	二、四〇	







十三、リ	サ	シ	昭和十三年七月八日
十四、唐	炭	土	同
十五、石	炭	酸	同
十六、礮	砂	砂	同
十七、アルミニウム製品	製品	製品	七月十五日
十八、アルマイト製品	製品	製品	同
十九、ヒマシ油	油	油	同
二十、カゼイン	ゼ	イ	同
二十一、氷	氷	氷	七月廿三日
二十二、家庭用又ハ浴場用石炭	石炭	石炭	同

◎物品販賣價格取締規則第一條ノ規定  
 一 依ル物品及年月日指定ノ件中改正  
 (昭和十三年八月六日  
 商工省告示第二百三十號)

昭和十三年七月商工省告示第二百八號中左ノ通改正ス  
 第二十二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
 二十三、内地古ゴム及再生ゴム  
 昭和十三年八月四日

### 東京大阪最高標準價格表

(一) 綿製品	(イ) 裏地	(ロ) 中形	(ハ) 晒木綿	(ニ) 晒天竺	三三 巾物
種別	ス (面函コンバス級)	ス (同)	ス (同)	ス (同)	ス (同)
白新モス	色新モス	紅新モス	正花裏地 (鳳凰級中級)	捺染一色 (統制一號生地)	手染一色 (知多産生地)
文庫一反に附	同	同	同	同	同
東京小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
大阪小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
文庫一反に附	同	同	同	同	同
東京小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
大阪小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
一反に附	同	同	同	同	同
東京小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
大阪小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
鯨一尺に附	同	同	同	同	同
東京小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇
大阪小賣價格	一、五〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、三〇



- (ホ) 晒キヤラコ 二四巾物 (日ノ出二千番級) 鯨一尺に附 0.110
- (ヘ) サラサキヤラコ 三巾物 (繪馬級) 鯨一尺に附 0.115
- (ト) 正紺無地木綿 十六手 (二百匁附) 一反に附 0.180
- (チ) 青梅並に夜具地 銀章級 一疋に附 0.350
- (リ) 敷布 樹目織 50%打 (一貫二百匁附) 一枚に附 1.150
- (ヌ) タオル手拭 (百五十匁附) 一枚に附 0.18
- (ル) 軍手 十手 (並品大人用) (十六匁附) 一雙に附 0.18
- (ヲ) 簡單服 MKポプリンプリント物 (大人用飾なし) 一枚に附 1.150
- (ワ) メリヤスシヤツ冬綿メリヤス 混紡 30% 百匁に附 一枚に附 1.150

- (カ) クレープシヤツ 江州品 (中級 50% 大人用) 一枚に附 1.150
- (ヨ) ポプリンワイシヤツ 混紡 40% (大人用) 一枚に附 1.110
- (タ) 割烹着 白キヤラコ (鐘紡鶴舟五〇〇〇番級大人用) 一枚に附 1.00
- (レ) 子供長靴下 綿靴下 (混紡 50% 二三種) 一足に附 0.110
- (ソ) 足袋 拾白キヤラコ (大人用) 一足 0.115

(二) 麻

- (イ) 麻洋服地 本晒麻布 (B1) 一米に附 0.190
- 生麻布 (C11) 同 1.180
- (ロ) 晒絹麻布 (八十番銘柄) 一反長さ鯨尺三丈 0.150
- (ハ) 麻帆布 (鯨) (自一號品至八號品) 一號品 一反に附 0.100







第二輪 入品 (輸入品今後通關手續をなすもの)

甲、米松大角(一石に附)	三、四〇〇	一六、一〇〇	三三、三〇〇	同上	同上	同上
乙、米松丸太(一石に附)	三、三〇〇	一四、九〇〇	三二、九〇〇	同上	同上	同上
# N 3	一〇、六〇〇	一三、〇〇〇	一九、二〇〇	同上	同上	同上
# 1 (三〇吋上 二〇呎上)	一六、三〇〇	一九、一〇〇	三三、三〇〇	同上	同上	同上
# 2 (二四吋上 二〇呎上)	一四、二〇〇	一六、八〇〇	三二、一〇〇	同上	同上	同上
# 3 (一八吋上 二〇呎上)	一三、三〇〇	一五、八〇〇	三二、四〇〇	同上	同上	同上
# 4 (一五吋上 二〇呎上)	一三、〇〇〇	一四、四〇〇	三二、九〇〇	同上	同上	同上
# 5 (一五吋上 一二呎上)	一二、二〇〇	一三、四〇〇	三二、二〇〇	同上	同上	同上

(五) 皮革製品

甲、靴(和製ボックス)	卸賣價格	小賣價格	大 阪
中形ケース (尺八寸迄)	三、〇〇〇	一五、五〇〇	同上
並中等品	九、八〇〇	一四、〇〇〇	同上
並中等品	二四、五〇〇	三〇、五〇〇	同上
乙、牛革製靴	卸賣價格	小賣價格	大 阪
小形ケース (尺五寸迄)	三、〇〇〇	一三、八〇〇	同上
並中等品	九、八〇〇	一四、〇〇〇	同上
並中等品	二四、五〇〇	三〇、五〇〇	同上

大形ケース (二尺四寸迄)	卸賣價格	小賣價格	修繕料金
並中等品	一七、五〇〇	二五、〇〇〇	一六、五〇〇
並中等品	四三、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同上
並中等品	八、五〇〇	一五、〇〇〇	同上
グランドストーン型(大割型) (尺八寸迄)	卸賣價格	小賣價格	修繕料金
並中等品	二八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	同上
並中等品	三三、〇〇〇	五〇、〇〇〇	同上
並中等品	二六、〇〇〇	三七、〇〇〇	同上
ポストンバック (尺五寸迄)	卸賣價格	小賣價格	修繕料金
並中等品	一八、二〇〇	二六、〇〇〇	同上
並中等品	一〇、五〇〇	一五、〇〇〇	同上
書類入折靴 (尺三寸迄)	卸賣價格	小賣價格	修繕料金
並中等品	一〇、八〇〇	一五、五〇〇	同上
並中等品	六、八〇〇	九、八〇〇	同上
丙、牛皮製調帯	卸賣價格	小賣價格	修繕料金
種幅一吋	一〇、五〇〇	一五、〇〇〇	同上
靴の修繕料金	同上	同上	同上
糸縫半張	同上	同上	同上
釘縫半張	同上	同上	同上
皮打腫	同上	同上	同上



(六) 纖維製品

種別  
白オランダ綿ネル(二幅物)四二級鯨一尺  
鶴色 同  
紅色 同  
三綾青年團服用布三〇吋幅四〇ヤール(目附二貫二百五十匁)國防色中等品小賣價格一着に附  
婦人裏毛、綿メリヤス下着(混紡緯卅二番手經十番手糸、白及色物一枚七十匁附)

東京小賣價格

大阪小賣價格

(七) 工業藥品

在庫品最終販賣最高價格

品名	單位	東京小賣價格	大阪小賣價格
洋松脂	百斤	二、〇〇〇	同上
アラルビアゴム	百斤	八五、〇〇〇	同上
支那桐油	百斤	七五、〇〇〇	同上
カーボンブラツク普通品 (コスモス級又はA.C級)	百ポンド	一〇〇、〇〇〇	同上
亞鉛花(塗料用)	百匁	五〇、〇〇〇	同上
鉛丹(塗料用)	百匁	七五、〇〇〇	同上
リサージ(工業用)	百匁	四〇、〇〇〇	同上
唐土(鉛白)(工業用)	百匁	三九、〇〇〇	同上

(八) ゴム製品

品名	單位	東京小賣價格	大阪小賣價格
石炭酸ドラム入	大口取引價格 一、七〇〇	同上	同上
硼砂(粒狀)	小口取引價格 一、八〇〇	同上	同上
グリセリン(局方)ドラム入	一、二〇〇	同上	同上

品目

品目	單位	東京小賣價格	大阪小賣價格
自轉車タイヤ(引掛式)二六吋	一對	一〇、四〇〇	同上
自轉車中袋 二六吋用	一對	九、五〇〇	同上
總ゴム短靴十文以上十一文半まで	一足	二、八〇〇	同上
總ゴム長靴十文以上十一文半まで	一足	二、五〇〇	同上
地下足袋十文以上十一文まで	一足	一、四〇〇	同上
布靴(子供用)八文以上九文まで	一足	一、二〇〇	同上

(イ) 水枕

包裝附(6×17大型)一個  
(備考) 上等品と雖もその小賣價格は一圓六十七錢を越ゆることを得ず  
一圓五十錢  
東京(一、二五)  
大阪(一、二五)



(ロ) 動力調帯

(アンドレス・ベルト及特殊規格の物を除く) 一アライ

A A A  
2  
級 級 級

0.45  
0.32  
0.26

同上  
同上  
同上

(ハ) 布 靴

十文以上十二文まで 一足

中 等 品

六六

同上

(備考) 上品と雖もその小賣価格は九十七錢を越ゆることを得ず(東京)

中 等 品

七二

0.70

八文以上九文七分まで 一足

並 等 品

六三

0.60

(備考) 上品と雖もその小賣価格は八十二錢を越ゆることを得ず(前回のもの、訂正)

中 等 品

六一

0.60

七文以上七文半まで 一足

並 等 品

五三

0.50

(備考) 上品と雖もその小賣価格は七十二錢を越ゆることを得ず

中 等 品

五三

同上

六文以上六文半まで 一足

並 等 品

四五

同上

(備考) 上品と雖もその小賣価格は六十四錢を越ゆることを得ず

中 等 品

四五

0.40

(ニ) 總ゴム豆靴

七文以上 一足

中 等 品

五五

0.40

(備考) 上品と雖もその小賣価格は七十五錢を越ゆることを得ず

五文半以上六文半まで 一足

中 等 品

五五

0.45

(備考) 上品と雖もその小賣価格は六十五錢を越ゆることを得ず

(ホ) 總ゴム長靴

十文以上十一文半迄 一足

上 等 品

三、八〇

0.40

同 中 等 品

三、一五

0.30

同 並 等 品

二、六〇

0.25

八文以上九文半迄 一足

中 等 品

二、八〇

0.30

同 並 等 品

二、〇〇

0.20

(備考) 上品と雖もその小賣価格は三圓廿五錢を越ゆることを得ず

七文以上七文半迄 一足

中 等 品

一、六〇

0.15

同 並 等 品

一、〇〇

0.10

(ヘ) 總ゴム短靴

十文以上十一文半まで 一足

上 等 品

一、三〇

0.10

同 中 等 品

一、一五

0.10

同 並 等 品

一、〇〇

0.10

(ト) 男子雨靴

九文七分以上十一文半まで 一足

小 賣 價 格

三、〇〇

同上

(備考) 上品と雖もその小賣価格は三圓卅錢を越ゆることを得ず



(チ) 婦人雨靴

九文以上十文半迄(直履) 一足  
 (備考) 上等品と雖もその小賣価格は三圓を越ゆることを得ず

二、八〇

二六四

同上

(リ) ガーデンホース

單位	種別	工場賣價格	小賣價格
一	一 ¾ 5/8	〇、八五	一、六五
一	一 ¾ 5/8	一、〇五	二、〇〇
一	一 ¾ 5/8	一、二五	二、八五

大阪小賣値段

同上  
 同上  
 同上

(ヌ) ガス管

太さ	種別	東 京	大 阪
1/8	上等品	一、三五	同上
1/8	中等品	一、二〇	同上
1/8	並等品	〇、九〇	同上

(九) 雜品南洋材

第一市中在庫品 甲原木(インボイス百石に附)及び製材品(百石に附)

區 別	原木最終販賣價格(業者)	製品最終販賣價格(價格)
A 級	一、八三〇	三、〇〇〇
B 級	一、七三〇	二、九三〇
C 級	一、五〇〇	二、八五〇

乙ベニヤ板(一枚に付き)普通品製品最終販賣價格八二錢五  
 第二輸入品 甲原木(インボイス百石に附)及び製材品(百石に附)

(一〇) 綿製品

種 別	輸入業者	原木最終販賣價格	販賣業者	製品最終販賣價格
A 級		一、三〇〇	一、五七〇	二、五九〇
B 級		一、一五〇	一、五一〇	二、五三〇
C 級		一、〇一〇	一、四七〇	二、四六〇

乙ベニヤ板(一枚に附)普通品製品最終販賣價格七六錢

種 別	卸賣價格	東 京	大 阪
布 團 綿 (天津號)	3 疋に附	四、五〇	四、〇〇
同 赤 綿	四十疋に附	三、〇〇	二、九〇
青梅綿		〇、三〇	〇、二七

(一一) 毛製品

種 別	純毛サージ(黑白その他色物)	混紡サージ(同三割混紡)	同	同	同
(イ) 洋服地	一米(三〇〇瓦)につき	一米(三〇〇瓦)につき	一米(四〇〇瓦)につき	一米(三〇〇瓦)につき	一米(三〇〇瓦)につき
(ロ) 着尺物	一米(三〇〇瓦)につき	一米(三〇〇瓦)につき	一米(四〇〇瓦)につき	一米(三〇〇瓦)につき	一米(三〇〇瓦)につき

種 別	男物尾州全セル	小賣價格
(イ) 洋服地	一反(百八十疋)につき	一三、〇〇
(ロ) 着尺物		一三、五〇

二六五



女物尾州綿セル (中級品)  
尾州綿英ネル

一反(百九十匁)につき  
一米(廿九又)につき

二、二五  
二、〇〇

二、〇〇  
一、九五

(ハ) モ ス リ ン

紅黒(大東紡織赤百番日毛一號に當る)  
白色(同)

大巾鯨一尺につき  
同

〇、四〇  
〇、三八

〇、四〇  
〇、三八

(ニ) 毛 布 類

白毛布中級品(日毛ボタン印)二枚續きもの  
茶毛布花類中級品(泉州もの)二枚續きもの  
綿毛布(鐘紡紅葉印級綿糸)二枚續きもの

七百五十匁附  
七百匁附  
三百六十匁附

三、五〇  
一、四、六〇  
四、五〇

同上  
一、四、三〇  
四、四〇

(ホ) メ リ ヤ ス

男ものメリヤスシャツ又はズボン下  
(一打六斤附、防縮加工なし)一枚(六十匁)につき  
男もの混紡メリヤスシャツまたはズボン下  
(四割混紡、一打六斤附、防縮加工なし)一枚(六十匁)につき  
女もの純毛メリヤス肌着  
(平編一打四斤半附、クリ襟、防縮加工なし)一枚(四十五匁)につき  
女もの混紡メリヤス肌着  
(四割混紡平編一打四斤半附、クリ襟防縮加工なし)一枚(四十五匁)につき

三、六〇  
三、三〇  
三、〇〇  
二、七〇

三、五〇  
三、一〇  
二、九〇  
二、六〇

(ヘ) 純毛平編腰巻

純毛(一打七斤附)一枚(七十匁)につき  
混紡(四割混紡一打六斤附)一枚(六十匁)につき

三、九〇  
三、六〇

三、九〇  
三、五〇

(ト) 毛 靴 下

(表糸32單糸純毛裏糸國用糸又はスフ20單糸一打百五十匁附)  
一足(十二匁五分)につき

〇、七〇

〇、六八

(チ) 手 編 糸

純毛 N 20 級  
純毛 霜 降  
混紡 N 20 級  
混紡 霜 降  
からみ糸

一封度につき  
同  
同  
同  
同

四、七〇  
四、九〇  
四、四〇  
四、六〇  
四、三〇

四、六五  
四、八五  
四、五五  
四、五五  
四、三〇

(一一一) アルミニウム (純分九十八%以上)

品 名  
寸 銅 鍋  
銅 張 リ 鍋  
ッ ル 附 飯 蒸  
湯 沸 桶 大  
大 々

標準目方  
一六匁 一九瓦  
一八 二四〇  
二〇 三三  
二二 三八  
二四 二〇三瓦  
二六 二二八  
二八 二〇七  
三〇 三〇  
三二 四〇七瓦  
三三 三〇  
三六 五二〇  
三八 五九四  
四〇 五九四  
四二 二九九

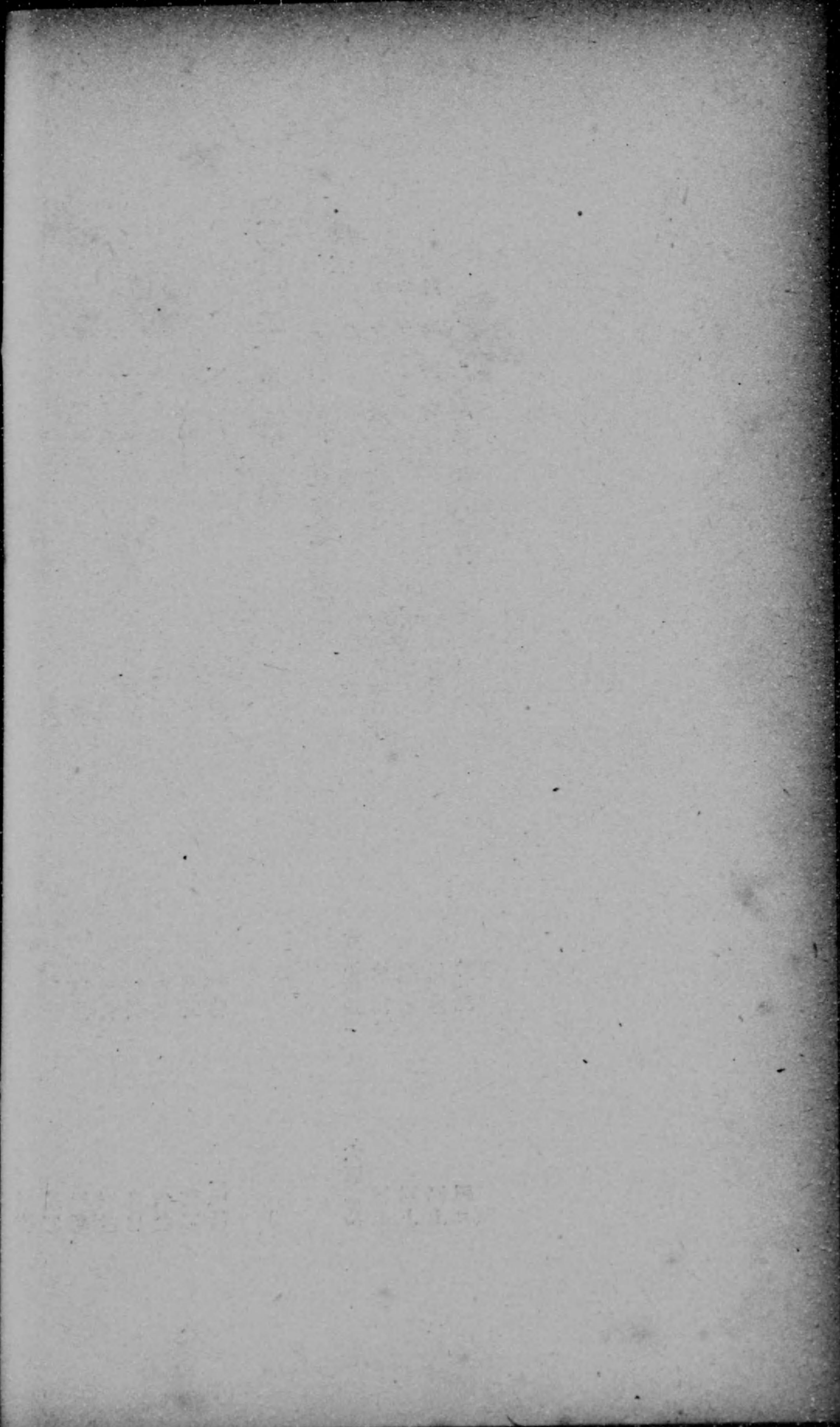
アルミニウム製品 価格  
一、二五  
一、四三  
一、九〇  
二、二〇  
二、三〇  
二、三三  
一、九〇  
一、五五  
一、三三  
二、三三  
二、三三  
三、〇五  
三、八八  
三、八三  
二、三三

アルミニウム製品 価格  
一、八八  
二、二〇  
二、八三  
三、三三  
二、〇五  
二、九六  
三、七九  
三、四八  
四、四五  
三、八五  
三、〇五











事變下ニ於ケル物資非常管理法令集(第二輯)

商工經營研究會

第二類 昭和十二年法律第九十二號ニ基ク非常措置ニ關スル事項 (續キ)

(一) 輸出入ニ關スル事項

(イ) 臨時輸出入許可規則 (昭和十二年十月十一日 商工省令第二十三號)

(昭和十三年八月二十九日現在)

昭和十二年法律第九十二號第一條ノ規定ニ依リ臨時輸出入許可規則左ノ通定ム  
臨時輸出入許可規則

第一條 關稅定率別表輸入稅表ニ掲クル物品ニシテ本則ノ別表甲號ニ掲クルモノハ郵便物又ハ原價百圓ヲ超エサルモノヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス



第二條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸出ニ付テハ之ヲ適用セス

一 御 料 品

二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品

三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準スヘキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又

ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品

四 官廳ノ輸出スル物品

五 手荷物引越荷物、又ハ船用品

六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

第三條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲クル物品ニシテ本則ノ別表乙號ニ掲クルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セス

一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品

二 官廳ノ輸入スル物品

三 本邦ヨリ輸出シタル物品ニシテ返送セラレタルモノ

四 修繕ノ爲輸入スル物品

五 見本若ハ寄贈品トシテ又ハ博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

六 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エサル物品

第五條 第一條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル輸出許可申請書正副二通及注文アリタルコトヲ證スル書面ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

一 品 名

二 數量及價額 (種類別ニ記載スヘシ)

三 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及事務所又ハ營業所

四 仕 向 地

五 仕 向 港

六 輸 出 港

七 輸 出 時 期

第六條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ物品ヲ輸入スヘシ

商工大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルヘシ

第一條、第一條ノ二又ハ第三條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セサルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第七條 第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル輸入許可申請書正副二通ヲ商工大臣ニ提出スヘシ



- 一品名
- 二 數量及ビ豫想價額 (種類別ニ記載スヘシ)
- 三 産出地又ハ製造地
- 四 積出港
- 五 輸入港
- 六 輸入時期

前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲クル事項ノ外委託者ノ氏名又ハ名稱及事務所又ハ營業所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

**第八條** 第一條ノ許可ヲ受ケタル者第五條第五號乃至第七號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ第三條ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項第四號乃至第六號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

**第九條** 第三條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタルトキハ委託者ト連署ノ上七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

**第十條** 第一條又ハ第三條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ物品ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ交付スル輸出許可書又ハ輸入許可書ヲ當該税關ニ提出スヘシ

**第十一條** 第一條、第一條ノ二第二條又ハ第三條ノ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ左ニ掲クル事項ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

- 一 輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ許可ノ年月日
- 二 輸出又ハ輸入ヲ爲シタル物品ノ品名、數量及價額
- 三 輸入ヲ爲シタル物品ノ産出地又ハ製造地及積出港
- 四 輸出港又ハ輸入港
- 五 輸出又ハ輸入ノ年月日

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年勅令第四百七十四號第一條又ハ第二條ノ許可ヲ受ケタル物品ニシテ昭和十三年七月一日以後ニ輸入又ハ輸出セラルルモノハ第一條又ハ第四條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

(別 表)

(甲 號)

輸入税表番號	品 名	モノヲ除ク
六九ノ内	兔毛皮	二〇四
七四ノ内	豚 毛 (長二吋四分ノ一ヲ超エタル)	二二九ノ内 硝酸
		二七四ノ内 苧麻、ラミー及黃麻



二八二  
二九五

羊毛、山羊毛及駱駝毛

屑、綿纖維（長二分ノ一吋以上ノ綿纖維ノ重量全綿纖維ノ重量ノ百分ノ五十ヲ超エサルモノ及油ノ附着シタル綿纖維ニシテ油ノ重量全重量ノ百分ノ六ヲ超エタルモノヲ除ク）及屑若ハ故ノ纖維、屑纖維又ハ屑絲ニシテ毛、毛入又ハ麻ノモノ  
故ノ線、繩索、組紐及組繩（トリムミングニ屬スルモノヲ除ク）ノ内麻製ノモノ

二九七

三四一ノ内

毛、毛入又ハ麻ノ襪

四二九

石炭

四三五ノ内

螢石

四五八ノ内

安知母尼鑛、タングステン鑛、及モリブデン鑛

四六二

鐵（別號ニ掲ケタル特殊鋼ヲ除ク）

四六二ノ二

特殊鋼

四六二ノ三

鐵ノ筒及管

四七〇  
四七四

安知母尼及硫化安知母尼

バビツツメタル其ノ他ノアンチフリクシヨメタル  
安知母尼ヲ用キタル合金  
貴金屬ヲ用キ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品ニシテ安知母尼ヲ用キタルモノ（安知母尼ノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エサルモノヲ除ク）  
別號ニ掲ケサル金屬製品ニシテ安知母尼ヲ用キタルモノ（安知母尼ノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エサルモノヲ除ク）

五二五

四七六ノ内  
五二一ノ内

五六三

自動車

五六四

自動車部分品（原動力機ヲ除ク）  
内燃機關

五七七

六四一ノ内

一 自動車用ノモノ

安知母尼ヲ用キタル器具（安知母尼ノ重量及全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エサルモノヲ除ク）

(乙 號)  
輸入稅表番號

品

名

一

植物、枝、幹、莖及根（栽植用又ハ接木用ノモノ）

一一

別號ニ掲ケサル動物

一四

パールバレー

一五

麥芽

二二

穀粉及澱粉類

二

オートミール

二

コーンミール

五

コーンスターチ

三二

蔬菜、果實及核子

三二

椰子

三三

茶

三三

マーテ其ノ他ノ茶代用物

三五

チコリー其ノ他ノ珈琲代用物

三七

胡椒、種子ヲ除ク

三八

カリ

三九

マスタード

四一

氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

四二

糖蜜

四三

葡萄糖、麥芽糖及飴

四四

蜂蜜

四五

菓子

四六

ジャム、フルーツゼリー類

四七

ビスケット（砂糖ヲ加ヘサルモノ）

四八

マカロニー、ヴァーミセリー其ノ他各種ノ麵類

四九

果汁及糖水

五〇

ソース

五一

食酢

五二

鳥獸肉類（一甲、一丙及二ヲ除ク）

五三

コンデンスドミルク

五四

肉越幾斯

五五

ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其ノ他類似ノ滋養食料

五七

鳥卵（生鮮ナルモノ）

五八

鳥卵（生鮮ナルモノ）

五九

鳥卵（生鮮ナルモノ）



五九ノ二 鳥卵液及鳥卵粉  
 六〇 礦水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マサル諸飲料  
 六二 支那酒(醸造シタルモノ)  
 六三 麥酒  
 六七 別號ニ掲ケサル飲食物  
 六九 毛皮(犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、緬羊皮及山羊皮ヲ除ク)  
 七〇 毛皮製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 七一 皮類(別號ニ掲ケサルモノ)(牛皮、水牛皮、馬皮、緬羊皮、山羊皮及豚皮ヲ除ク)  
 七二 革類(一及六ヲ除ク)  
 七三 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 二 帽子用革(模造革ヲ含ム)  
 三 其ノ他  
 七五 羽毛  
 七六 羽毛皮  
 七七 羽毛製品及羽毛皮製品(別號ニ掲ケ

七八 サルモノ)  
 八一 クイルブリツスル及ホーンブリツスル  
 八二 獸牙製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 八四ノ二 ガツト(テニスラケット用ノモノ)  
 八八 鼈甲製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 八九 珊瑚  
 九〇 珊瑚製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 九四ノ内 化學試験用ハイドパウダー以外ノ皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 一〇〇 落花生油  
 一〇六 肝油  
 一〇九 コムパウンドラード  
 一一〇 ステアリン  
 一一一 オレイン  
 一一五 漆蠟及燭蠟  
 一二六 蠟燭  
 一二七 石鹼

一一八 薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品  
 一一九 香水  
 一四七 魚膠  
 一五四 醋酸  
 一五五 乳酸  
 一五六 漆酸  
 一五七 酒石酸  
 一六六 重碳酸曹達  
 一六七 過酸化曹達  
 一七一 硅酸曹達  
 一七二 クロール酸曹達  
 一七八 ヨード曹達  
 一八一 鹽化バリウム  
 一八一ノ二 過酸化バリウム  
 一八一ノ三 過酸化水素  
 一八二 明礬  
 一八三 フェロ青化曹達  
 一八四 フェリ青化曹達  
 一九〇 炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニ

二〇〇 ムウ  
 二〇一 ロンガリツト、ブランキツト、デク  
 二〇二 ロリン其ノ他類似ノ還元劑  
 二〇一 デキストリン  
 二一八 ベーキングパウダー  
 二一九 酒精劑  
 二二〇 一 フルートエッセンス、リキユー  
 二二〇ノ二 ルエッセンス其ノ他類似ノモノ  
 二二一 人造麝香  
 二二二 イオノン  
 二二二 ヴアニリン、クマリン、ヘリオトロ  
 二二二 ビン其ノ他別號ニ掲ケサル類似ノ薰  
 二二二 香性化學藥  
 二二三 齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號  
 二二三ニ掲ケサル調製薰香類  
 二二三 線香  
 二三〇ノ内 チューインガム及其ノ類似品  
 二三四 煙火  
 二三五 燐寸



二三六 天然藍  
 二四一 燒糖  
 二四二 人造藍  
 二四七 ブラツシアンプリュー  
 二五〇 亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)  
 二五〇ノ二 硫酸バリウム  
 二五〇ノ三 リソボン  
 二五一 白墨及ホワイチング  
 二六〇 靴墨  
 二六一 鉛筆  
 二六二 インキ(印刷用ノモノヲ除ク)  
 二六三 墨及朱墨  
 二六四ノ内 聖筆  
 二六八 封蠟  
 二七二 綿織絲(別號ニ掲ケタル特殊綿織絲ヲ除ク)  
 二七六 亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル

二七七 亞麻線  
 二七八 苧麻織絲及ラミー織絲  
 二七九 苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル苧麻線及ラミー線  
 二八〇 大麻織絲  
 二八一 黃麻織絲  
 二八七 大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル大麻線及黃麻線  
 二八八 生絲(撚リタルモノヲ含ム)(野蠶絲ヲ除ク)  
 二八九 紡績絹織絲  
 二九〇 絹織絲  
 二九一 人造絹(アセチルセルローズ製ノモノヲ除ク)  
 別號ニ掲ケサル織絲

二九九 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ  
 三〇〇 亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黃麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ纖維ト綿トノ交織物(四甲ヲ除ク)  
 鳳梨、葛、マニラヘンプ、アデーヴ其ノ他ノ植物纖維(綿、亞麻、苧、麻、ラミー、大麻及黃麻ヲ除ク)ノ織物及其ノ交織物  
 三〇一 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物(ニ乙ロヲ除ク)  
 三〇二 馬毛布(其ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)  
 三〇三 絹織物及別號ニ掲ケサル絹入ノ織物(人造絹織物及人造絹入ノ織物ヲ除ク)  
 三〇四 別號ニ掲ケサル交織布  
 三〇五 メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛(起毛シタルト否ト別タス)

三〇六 レース地及網地  
 三〇七 フエルト地  
 三〇八 刺繡布  
 三〇九 ブツクバインダースクロース  
 三一〇 ウインドーホルランド  
 三一〇 一 護謨入布及護謨紐類  
 三一〇 二 インシユレーチングテープ(布帛ヲ用ヒタルモノ)  
 三一〇 三 ラムプ心  
 三一〇 四 手巾(單製ノモノ)  
 三一〇 五 浴巾(單製ノモノ)  
 三一〇 六 ブランケット(單製ノモノ)



三二七 旅 氈(單製ノモノ)  
 三二八 地 氈(單製連製ヲ別タス)  
 三二九 テーブルクロス(單製ノモノ)  
 三三〇 窓 掛  
 三三一 トリムミンダ  
 三三二 蚊 網  
 三三三 ハムモツク  
 三三四 漁網及獵網  
 三三五 エーアクツシヨン  
 三三六 ベツドクイルト及クツシヨン  
 三四二 別號ニ掲ケサル布帛  
 三四三 別號ニ掲ケサル布帛製品  
 三四四 雨 衣  
 三四五 シヤーツ、フロント、カラ―及カフス  
 三四六 肌 衣(上下ヲ別タス)  
 三四七 手 袋  
 三四八 足 袋  
 三四九 肩掛及襟卷  
 三五〇 襟 飾

三五一 袴 鈞  
 三五二 衣服用ベルト  
 三五三 スリーヴサスペンダー及ストツキン  
 三五四 グサスペンダー類  
 三五五 靴其ノ他ノ履物  
 三五六 靴 紐  
 三五七 鈕 釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル  
 三五八 金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノヲ除ク)  
 三五九 牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノヲ除ク)  
 三六〇 バツクル、フツク及アイ類(貴金屬、  
 三六一 貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴  
 三六二 石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用  
 三六三 キタルモノヲ除ク)  
 三六四 身邊粧飾用細貨類  
 三六五 別號ニ掲ケサル衣類、同附屬品及其  
 三六六 ノ部分品  
 三六七 プロツチングペーパー  
 三六八 燐寸用紙  
 三六九 壁 紙

三七〇 板 紙(印刷紙型用ノモノヲ除ク)  
 三七一 唐 紙(各種)  
 三七六 油 紙  
 三七七 窓硝子用ガラスペーパー  
 三七八 別號ニ掲ケサル紙  
 三七九 ペーパーレース及ペーパーボード  
 三八〇 白紙帳簿  
 三八二 書狀用紙(箱入ノモノ)  
 三八三 封 筒  
 三八四 アルバム  
 三八六ノ内 鶏卵紙及感光紙  
 三八八ノ二 ウォールボード  
 三八九 レーベル  
 三九〇 骨 牌  
 三九三 カードカレンダー及プロツクカレン  
 三九四 ダー  
 三九五 繪葉書  
 四〇一 クリスマスカード類  
 別號ニ掲ケサル紙製品及バルブ製品

四〇二 シリカサンド、クオルツサンド其ノ  
 四〇九 他別號ニ掲ケサル砂及礫  
 四一四 一 著色シタルモノ  
 四一五 スレイト及別號ニ掲ケサルスレイト  
 四一七 製品  
 四二四 石及石製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 四三二 琥珀及琥珀製品(別號ニ掲ケサルモノ)  
 四三三 メーアシャウム、人造メーアシャウ  
 四三六 ム及同製品  
 四三七 石膏製品  
 四三七 ポートランドセメント、ローマンセ  
 四三七 メント、プゾラナセメント其ノ他類  
 四三七 似ノ水硬セメント  
 四三七 セメント製品  
 四三七 煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)(耐  
 四三七 火煉瓦ヲ除ク)  
 四三七 瓦(粘土製ノモノ)  
 四三七 アランダムタイル其ノ他類似ノモノ



- 四三九 別號ニ掲ケサル陶磁器（電氣用ノモノ及二乙ノ内素焼ノモノヲ除ク）
- 四四四 硝子板（無色平面ノモノニシテ厚一、五ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク）
- 四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板
- 四五二 寫眞用乾板
  - 一 現象セサルモノ（撮影シタルモノヲ除ク）
- 四五三 眼鏡
  - 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ離甲ノ縁又ハ柄ヲ有スルモノ）
- 四五四 硝子鏡
- 四五七 別號ニ掲ケサル硝子製品（二甲、二乙イ及安全硝子板ヲ除ク）
- 四七五 鍍金銀シタル金屬
- 四八四ノ二 天井、壁等ニ用キル金屬板（珞瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルペイント

- 四八七 ヲアニシユ、漆等ヲ塗リタルモノノ漁用鈎
- 四八八 錨（鐵製ノモノ）
- 四八九 鏈（別號ニ掲ケサルモノ）（鐵製ギアリングチェーンヲ除ク）
- 四九一 懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊粧飾用鏈
- 四九三 蝶鈇、ハットフツク及戸、窓、家具等ニ用キル金具
- 四九四 鎖及鑰
- 四九六 工匠具、農具及同部分品（別號ニ掲ケサルモノ）
- 四九九 十 ショヴエル及スクープ
- 五〇〇 刃 物（別號ニ掲ケサルモノ）
- 五〇一 テーブルフォーク及スプーン
- 五〇二 コルクスクリユー
- 五〇三 罐口用キャプシユール
- 五〇四 クラウンコルク
- カトリツヂケース（金屬製ノモノ）

- 五〇五ノ内 手縫用針
- 五〇七 コツビープレツス
- 五〇九 自轉車用唧筒
- 五〇九ノ二 消火器
- 五一〇 ミートチョツパー
- 五一一 珈琲粉碎器
- 五一一 アイスクリームフリーザー
- 五一二 製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋
- 五一三 ストープ及同部分品（別號ニ掲ケサルモノ）
- 五一四 電氣ストープ、電氣鍋、其ノ他類似ノ電熱器
- 五一五 ラヂエートル
- 五一六 寢臺及同部分品
- 五一七 ナムバリーリングマシン、デーチングマシン、チエツクパーフォレーター、ペンシルシャープナー其ノ他類似ノモノ及同部分品
- 五二一 貴金屬製品及貴金屬ヲ用キ又ハ貴金

- 五二六 屬ヲ鍍シタル金屬製品（別號ニ掲ケサルモノ）
- 五二七 懷中時計
- 五二八 懷中時計部分品
  - 一 側（ウオッチガラスヲ附著シタルモノヲ含ム）
  - 六 ワオツチガラス
- 五二八 置時計及掛時計
- 五二八ノ二 電氣時計（親時計及子時計ヲ含ム）
- 五三三 雙眼鏡及隻眼鏡
  - 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、離甲又ハ貝殻ヲ用キタルモノ
- 五五三 寫眞器（活動寫眞用ノモノ、顯微鏡用ノモノ、航空機用ノモノ及測量用ノモノヲ除ク）
- 五五四 寫眞器部分品（焦點距離十七センチメートル以上ノレンズ、カメラノ内活動寫眞用ノモノ、顯微鏡用ノモノ



- 航空機用ノモノ及測量用ノモノ並ニ製版用スクリーンヲ除ク)
- 五五五 蓄音器
- 五五六 蓄音器部分品及附屬品
- 五五七 樂器
- 五五九 電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 五六〇 一 放送無線電話聽取用ノモノ  
銃砲及同部分品(拳銃、捕鯨砲及同部分品ヲ除ク)
- 五六五 自轉車(モーターサイクルヲ除ク)
- 五六六 自轉車部分品(原動力機及鏈ヲ除ク)
- 五六七 別號ニ掲ケサル車輛及同部分品
- 五九三 送風機 一 扇風機
- 六〇九 籐(割ラサルモノヲ除ク)
- 六一〇 竹
- 六一三 蓮草心及蓮草紙
- 六二二 製帽用眞田
- 六二二 蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物

- 六二二 性材料ヲ以テ製シタルモノ(包蓆ヲ除ク)
- 六二二 麥稈、藁、パナマストロー、椰葉、蘭、莞、葦、竹、籐、蔓、楊條其ノ他類似ノモノノ製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 六二四 傘柄、杖、鞭及其ノ手
- 六二五 傘
- 六二六 木製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬
- 貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ
- 二 其ノ他
- 甲 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黑檀ノ製品
- セリユロイド及同製品(別號ニ掲ケサルモノ)(塊、條、帶、竿、板及管ノ類ヲ除ク)
- 六三二ノ二 屑及故ノセリユロイド(改造用ノミ

- 六三三 一 適スルモノ)
- 六三三 ガラリス及同製品 別號ニ掲ケサルモノ)
- 六三四 ブラツシュ及箒
- 一 貴金屬 貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ
- 六三五 ランプ、提燈及同部分品(安全燈、醫療用ノモノ及燈臺用ノモノヲ除ク)
- 六三八 造花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)及同部分品

- 六三九 化粧具匣
- 六四〇 ビリヤード、テニス、クリツケツト、象棋其ノ他ノ遊戲具及同附屬品
- 六四一 翫具
- 六四七 別號ニ掲ケサル物品
- 二 其ノ他
- 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬
- 貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ

◎(二)工作機械ニ關スル事項

(イ)工作機械供給制限規則

(昭和十三年七月二十日 商工省令第六十號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ工作機械供給制限規則左ノ通定ム

工作機械供給制限規則

第一條 本則ニ於テ工作機械トハ切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂フ

第二條 設備タル工作機械三十臺以上ヲ備フル工作機械製造業者(以下工作機械製造業者ト稱ス)ハ兵



器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者以外ノ者ニ對シ工作機械ヲ供給（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同シ）スルコトヲ得ス、但シ左ニ掲クル物品若ハ其ノ部分品ヲ製造スル者ニ對シ供給スル場合、輸出スル場合（輸出用トシテ輸出業者ニ對シ供給スル場合、含ム）又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 工 作 機 械
- 二 自 動 車
- 三 鐵 道 車 輛
- 四 鋼 船
- 五 鑛 山 用 機 械
- 六 製 鐵 用 機 械
- 七 大型原動機又ハ大型電氣機械
- 八 球軸受又ハコロ軸受
- 九 工 具

**第三條** 工作機械製造業者前條但書ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ  
一品 名

- 二 供給數量及價額
  - 三 供給先及供給先ニ於テ當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品
  - 四 納 期
  - 五 供給ヲ必要トスル事由
- 前項ノ許可申請書ニハ供給ヲ受ケントスル者連署スヘシ

**第四條** 兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケントスルトキハ工作機械製造業者ニ對シ當該工作機械ヲ使用シテ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スルモノナルコトヲ證スル書面ヲ交付スヘシ

**第五條** 工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ當該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若ハ其ノ部分品ノ製造以外ノ用途ニ轉用スルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第六條** 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 轉賣シ又ハ轉用セントスル工作機械ノ品名及數量
- 二 轉賣先及轉賣先ニ於ケル用途又ハ轉用セントスル用途
- 三 轉賣又ハ轉用ヲ必要トスル事由



第七條 工作機械製造業者ハ毎月十五日迄ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出ス

ヘシ

- 一 前月ノ製造數量及價額（機種別ニ記載スヘシ）
- 二 前月ノ供給數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スヘシ）
- 三 翌月ノ製造豫定數量及價額（機種別ニ記載スヘシ）
- 四 翌月ノ供給豫定數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スヘシ）

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ本則施行前ニ供給ヲ受ケタル工作機械ニ付テハ之ヲ適用セス

### （三）毛絲ニ關スル事項

#### （イ）毛絲販賣價格取締規則

（昭和十三年八月二十四日  
商工省令第七十五號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ毛絲販賣價格取締規則左ノ通定ム

毛絲販賣價格取締規則

- 第一條 毛絲（毛ニ非サル纖維ヲ混物シタルモノヲ含ム以下同シ）ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ス  
前項ノ毛絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス
- 第二條 前條第二項ノ種類ノ毛絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉クル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 第一條第二項ノ種類ノ毛絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ス、但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 第一條第二項ノ種類ノ毛絲以外ノ毛絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ツヘシ



附 則

本則ハ昭和十三年八月二十六日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十三年十一月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ毛絲  
 ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ス、但シ昭和十三年十一月ニ引渡ヲ爲ス毛絲ニシテ其ノ販賣價格カ本則施行ノ  
 日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(別記様式)

一 販賣契約表

住所 氏名又ハ名稱

約定月日	販賣先	毛絲ノ種類	毛絲ノ銘柄	單 價	販賣數量	引 渡 月
計						

二 引 渡 表

引渡月日	引 渡 先	毛絲ノ種類	毛絲ノ銘柄	單 價	引 渡 數 量	販 賣 約 定 月 日
計						

(記載注意) 毛絲ノ種類欄ニハ單絲撚絲、加工絲別及番手別ニ記入スルコト

(ロ) 毛絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル毛絲ノ種類及最高價格

(昭和十三年八月二十四日 商工省告示第二百四十八號)

第一 毛絲ノ種類

左ニ掲クル毛絲ニシテ純毛ノモノ及毛ニ非サル纖維ヲ一割、二割、三割、四割、五割、六割、七割又ハ八割混紡シタルモノ但シ紡毛絲及山羊毛、駱駝毛、アンゴラ兔毛、家蠶絹又ハ野蠶絹ノ纖維ヲ二割以上混紡シタルモノヲ除ク

- 一 毛織絲 (メートル式番手二十番以上七十二番以下ノモノ)
- 二 莫大小毛絲 (單絲ニシテメートル式番手三十二番ノモノ及双撚絲ニシテメートル式番手十六番以上四十八番以下ノモノ)
- 三 手編毛絲 (メートル式番手九番以上十六番以下ノモノ)

第二 最 高 價 格

- 一 毛絲ヲ製造又ハ加工スル者カ販賣スル場合

(一) 毛 織 絲

(單位 一封度)



番手	混紡割合		純毛	一割	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割
	單絲	双撚絲									
二十番	三〇・一	二・九六	二・九一	二・八六	二・八一	二・七六	二・六六	二・五八	二・五二	二・四一	
三十番	三〇・三	二・九八	二・九三	二・八八	二・八三	二・七八	二・六八	二・五九	二・五三	二・四二	
三十二番	三〇・四	二・九九	二・九四	二・八九	二・八四	二・七九	二・六九	二・六〇	二・五四	二・四三	
三十六番	三〇・六	三・〇一	二・九六	二・九一	二・八六	二・八一	二・七二	二・六三	二・五七	二・四六	
四十八番	三〇・二	三・〇七	三・〇二	二・九七	二・九二	二・八七	二・七七	二・六八	二・六二	二・五一	
五十二番	三〇・七	三・一一	三・〇七	二・九七	二・九二	二・八七	二・七七	二・六八	二・六二	二・五一	
六十番	三〇・三	三・一七	三・一二	三・〇七	二・九七	二・九二	二・八七	二・七七	二・六八	二・六二	
六十四番	三〇・三	三・一八	三・一三	三・〇八	二・九八	二・九三	二・八八	二・七八	二・七九	二・六九	
七十二番	三〇・五	三・四〇	三・三五	三・三〇	三・二五	三・二〇	三・一〇	二・九八	二・九〇	二・八五	
二十番	三・〇四	二・九九	二・九四	二・八九	二・八四	二・七九	二・六九	二・五九	二・五三	二・四二	
三十番	三・〇六	三・〇一	二・九六	二・九一	二・八六	二・八一	二・七二	二・六三	二・五七	二・四六	
三十二番	三・〇七	三・〇二	二・九七	二・九二	二・八七	二・八二	二・七三	二・六四	二・五八	二・四七	
三十六番	三・〇九	三・〇四	二・九九	二・九四	二・八九	二・八四	二・七四	二・六四	二・五八	二・四七	
四十八番	三・一五	三・一〇	三・〇五	三・〇〇	二・九五	二・九〇	二・八〇	二・七〇	二・六四	二・五三	
五十二番	三・二〇	三・一五	三・一〇	三・〇五	二・〇〇	二・九五	二・八五	二・七五	二・六九	二・五八	
六十番	三・二五	三・二〇	三・一五	三・一〇	三・〇五	二・〇〇	二・九〇	二・八〇	二・七〇	二・六四	
六十四番	三・三六	三・三二	三・二七	三・二二	三・一七	三・一二	二・九一	二・八〇	二・七〇	二・六四	
七十二番	三・四八	三・四三	三・三八	三・三三	三・二八	三・二三	三・一三	二・八一	二・七〇	二・六四	

(イ) 二十番手以上七十二番手以下ニシテ本表ニ記載ナキ番手ノ毛絲ハ本表記載ノ番手ノ中最モ

近キ太番手ノモノト同値トス

(ロ) 霜降絲ハ六十錢上ケ空絲ハ七十錢上ケポーラー絲ハ八十五錢上ケトス

(ハ) 黒片染絲ハ混紡割合一割ニ付二錢上ケ其ノ他ノ片染絲ハ混紡割合一割ニ付五錢上ケトス

(ニ) 莫大少毛絲

(單位一封度)

番手	混紡割合		純毛	一割	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割
	單絲	双撚絲									
三十二番	三・〇三	二・九七	二・九二	二・八七	二・八二	二・七七	二・六七	二・五七	二・四七	二・四二	
十六番	二・九九	二・九四	二・八九	二・八四	二・七九	二・七四	二・六四	二・五四	二・四四	二・三九	
二十番	三・〇〇	二・九五	二・九〇	二・八五	二・八〇	二・七五	二・六五	二・五五	二・四五	二・四〇	
三十二番	三・〇五	三・〇〇	二・九五	二・九〇	二・八五	二・八〇	二・七〇	二・六〇	二・五〇	二・四〇	
三十六番	三・〇八	三・〇三	二・九八	二・九三	二・八八	二・八三	二・七三	二・六三	二・五三	二・四三	
四十八番	三・一三	三・一〇	三・〇五	三・〇〇	二・九五	二・九〇	二・八〇	二・七〇	二・六〇	二・五〇	

(イ) 十六番手以上四十八番手以下ニシテ本表ニ記載ナキ番手ノ双撚絲ハ本表記載ノ番手ノ中最モ

近キ太番手ノモノト同値トス

(ロ) 後染ノモノハ三十錢上ケ、先染ノモノハ四十五錢上ケトス

(三) 手編毛絲

(單位一封度)



番手	混紡割合	純毛	一割	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割
九番		二・九二	二・八七	二・八三	二・七七	二・七三	二・六七	二・六七	二・四七	二・三三
十番		三・〇〇	二・九五	二・九〇	二・八五	二・八〇	二・七五	二・六五	二・五五	二・四〇

(イ) 九番手以上十六番手以上ニシテ本表ニ記載ナキ番手ノ毛絲ハ九番手ノモノト同値トス

(ロ) 後染ノモノハ三十錢上ケ、先染ノモノハ四十五錢上ケトス

(二) 毛絲(手編毛絲ヲ除ク)ヲ販賣スル者(毛絲ヲ製造又ハ加工スル者ヲ除ク)カ消費者ニ對シ販賣スル場合

毛絲ヲ製造又ハ加工スル者カ販賣スル場合ノ最高價格ノ百分ノ四ヲ加ヘタル價格

### 第三類 其ノ他法律ニ基ク管理事項

#### (一) 貿易調整ニ關スル事項

##### (イ) 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル件

(昭和十二年八月十四日 法律第七十三號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政府ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ貿易審議會ノ議ヲ經テ期間及物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

- 一 貿易ニ關スル條約又ハ之ニ準スヘキモノニ依リ貿易ヲ調節セントスルトキ
- 二 國際收支ノ適合ヲ圖リ又ハ特定國トノ輸出及輸入ノ均衡ヲ圖ル爲貿易ヲ調節セントスルトキ
- 三 貿易業者ノ不當ナル競争ニ因リ輸出品又ハ輸入品ノ海外市場ニ於ケル價格ノ著シキ低落又ハ騰貴其他貿易上ノ弊害ヲ生シ又ハ生スルノ虞アル場合ニ於テ之ヲ矯正シ又ハ豫防セントスルトキ
- 四 國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲重要物資ノ供給ヲ適正ナラシメントスルトキ

第二條 政府ハ前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ヲシテ輸出品又ハ輸入品ニ付統制ヲ行ハシムル必要アルト認ムルトキハ統制協議會ヲシテ其ノ統制ニ關シ必要ナル重要事項ヲ調査審議セシムルコトヲ得



**第三條** 政府ハ輸出品又ハ輸入品ニ關スル統制ニ付輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ間ノ共同ノ利害ヲ調整スル爲必要アリト認ムルトキハ統制協議會ヲシテ其ノ調整ニ關シ必要ナル重要事項ヲ調査審議セシムルコトヲ得

**第四條** 政府ハ前二條ノ場合ニ於テ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ貿易審議會ノ議ヲ經テ輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ニ對シ統制協議會ノ議決シタル事項ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

**第五條** 輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ハ命令以テ之ヲ定ム

**第六條** 本法ニ定ムルモノノ外貿易審議會及統制審議會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第七條** 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限若ハ禁止、第二條ノ統制又ハ第三條ノ利害調整ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

**第八條** 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得

**第九條** 第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第十條** 第七條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ依ル報告ヲ爲サス、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同シ

**第十一條** 輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ前三條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

**第十二條** 本法ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル吏員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第十三條** 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

**第十四條** 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同シ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年九月勅令第五三〇號ヲ以テ同年九月廿七日ヨリ施行)



本法ハ施行後五年間ヲ限り其ノ效力ヲ有ス  
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法ニ依リ處罰セララルル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖  
モ仍之ヲ適用ス

(ロ)貿易審議會官制 (昭和十二年九月二十五日 勅令第五百三十一號)

朕貿易審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

貿易審議會官制

第一條 貿易審議會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ昭和十二年法律第七十三號第一條及第四條ノ規定ニ依リ  
其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應シ貿易ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 審議會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲クル者ノ中ヨ

リ内閣ニ於テ之ヲ命フ

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

前項第二號ニ掲クル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ二年トス、但シ特別ノ事由アル場合ニ於  
テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス、會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 審議會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 審議會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス、書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ昭和十二年法律第七十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年九月二十七日ヨリ施行)

(ハ)統制協議會規程 (昭和十二年九月二十五日 勅令第五百三十二號)

朕統制協議會規定ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

統制協議會規程

第一條 統制協議會ハ昭和十二年法律第七十三號第二條及第三條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタ  
ル事項ヲ調査審議セシムル爲必要ノ都度商工大臣之ヲ置ク

統制協議會ハ商工大臣ノ監督ニ屬ス



第二條 各統制協議會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ商工大臣之ヲ命ス、委員ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ス

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

三 關係業者又ハ關係組合ノ役員

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス、會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 統制協議會ノ議決ハ委員總數ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス可同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六條 統制協議會ニ幹事ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス、幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 統制協議會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス、書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制協議會ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十二年法律第七十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年九月二十七日ヨリ施行)

(二)貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律第五條ニ依リ輸出品又ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者及之ヲ行フ組合ノ範圍ニ關スル件

(昭和十二年九月二十五日) 商工、農林省令第二號

昭和十二年法律第七十三號第五條ノ規定ニ依リ輸出品又ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者及輸出品又ハ輸入品

ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 輸出品又ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者ノ範圍ハ輸出品ノ輸出業者、販賣業者及生産業者(加工業者ヲ含ム以下同シ)並ニ輸入品ノ輸入業者、販賣業者及輸入品ヲ原料又ハ材料トシテ使用スル生産業者トス

第二條 輸出品又ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ハ貿易組合、貿易組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、産業組合及産業組合聯合會トス

附 則

本令ハ昭和十二年法律第七十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年九月二十七日ヨリ施行)

(ホ)貿易組合法 (昭和十二年八月十四日) 法律第七十四號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル貿易組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

貿易組合法

第一章 貿易組合

第一節 總 則

第一條 貿易組合ハ輸出組合及輸入組合ノ二種トス

第二條 貿易組合ハ貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス



第三條 貿易組合ハ法人トス

第四條 貿易組合ハ其ノ名稱中ニ其ノ種類ニ從ヒ輸出組合又ハ輸入組合ナル文字ヲ用フヘシ

貿易組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合、輸入組合又ハ貿易組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條 主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第六條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ事實ノ生シタル後二週間以内ニ之ヲ登記スヘシ

登記スヘキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第八條 非訟事件手續法第四百一條乃至第五百一條ノ六、第五百十四條乃至第五百十八條及第六十五條並ニ産業組合法第五條、第六條、第九十六條、第九十七條及第四百四條ノ規定ハ貿易組合ニ之ヲ準用ス

## 第二節 輸出組合

第九條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者又ハ同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者ハ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第十條 同一又ハ重複スル地區ニ於テ二箇以上ノ同種ノ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ營業ニ關スル統制
  - 二 組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ斡旋、保管、選別、包裝、荷造其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設
  - 三 海外市場ノ調査、新販路ノ開拓其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ノ取扱商品ノ買取輸出、組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得
- 第一項ニ掲クル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第十二條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ貿易ノ振興上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第十三條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第十四條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第十五條 輸出組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ



經テ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同シ

**第十六條** 輸出組合第十一條第一項第一號ノ事業ニ關スル定款ノ規定又ハ前條ノ規程ヲ定メ又ハ變更セントスル場合ニ於テ總會ノ可決セザリシトキト雖モ貿易ノ振興上組合員ノ營業ノ統制ヲ圖ル必要アルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ總會ヲ開キ總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高カ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ヲ占ムル組合員ノ同意ヲ以テ之カ議決ヲ爲スコトヲ得但シ第九條第一項但書ノ規定ニ依リ設立シタル組合ニ在リテハ取扱商品毎ニ各總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高カ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

**第十七條** 輸出組合第十五條ノ規程ニ基キ組合又ハ組合員ノ輸出數量、輸出價格其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

**第十八條** 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ貿易ノ振興上特ニ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員其ノ組合ノ組合員ニ非スシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合ノ組合員タル資格ヲ有セサル者ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ其ノ組合ノ組合員ノ取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノ若ハ其ノ組合ノ組合員ト同一市場ヲ目的トシテ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

**第十九條** 前條ノ規定ニ依リ主務大臣輸出組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命シタル場合ニ於テ其ノ統制ニ從ヒ輸出スヘキ商品ノ輸出ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ商品カ其ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付行政官廳ノ檢閲ヲ受クヘシ

**第二十條** 主務大臣第十八條ノ規定ニ依リ輸出組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命シタル場合ニ於テ其ノ統制ニ從ヒ輸出スヘキ商品ノ輸出ニ關シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ保税地域内ニ於テ又ハ店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ輸出組合ノ檢査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ當該官吏第十八條ノ規定ニ依ル命令又ハ前條ノ規定ニ違反シテ商品ノ輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

**第二十一條** 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ設立セル輸出組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セス又ハ之ヨリ脫退スルコトヲ得

**第二十二條** 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ第九條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ



過半数ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
前項ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

**第二十三條** 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス、但シ第九條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

**第二十四條** 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得  
前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得  
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

**第二十五條** 輸出組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第七號乃至第九號、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第十五號ニ掲クル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區

- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員タル資格ニ關スル規定
- 六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
- 九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定
- 十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 十二 役員ニ關スル規定
- 十三 會議ニ關スル規定
- 十四 會計ニ關スル規定
- 十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

**第二十六條** 輸出組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第四十五條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

**第二十七條** 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ  
組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得



**第二十八條** 第十一條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行ハサル輸出組合ニ在リテハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシメサルモノト爲スコトヲ得

**第二十九條** 組合員ノ責任ハ第十三條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

**第三十條** 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得

**第三十一條** 輸出組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之ヲ爲スヘシ

登記スヘキ事項左ノ如シ但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲クル事項竝ニ第二十五條第七號ニ掲クル事項、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲クル事項竝ニ第二十五條第七號及第十五號ニ掲クル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セス

一 第二十五條第一號乃至第三號、第七號及第十五號ニ掲グル事項

二 事務所

三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四 第三十條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額

五 成立ノ年月日

六 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲クル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前項第三號ニ掲クル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

**第三十二條** 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事カ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

**第三十三條** 輸出組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス、但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第二十二條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第四十五條第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セサル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得



**第三十四條** 第十一條第一項第一號ノ事業ヲ行フ輸出組合ニシテ全國ヲ地區トスルモノ若ハ第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ノ理事ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

組合カ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一項ニ掲クル組合ノ理事ノ選任ニ付テハ前條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セス

**第三十五條** 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス、但シ定款ノ定ムル所ニ依リテ人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

**第三十六條** 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス、但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

**第三十七條** 經費ヲ組合員ニ分賦スル輸出組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スヘシ前項ノ總會ノ議決ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スヘシ、但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第三十八條** 組合員タル資格ヲ有スル者輸出組合ニ加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

**第三十九條** 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ輸出組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

**第四十條** 検査ヲ行フ輸出組合ニ在リテハ検査員ヲ置クヘシ  
検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第四十一條** 輸出組合ハ検査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第四十二條** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ検査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

**第四十三條** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ輸出組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法、定款又ハ第十五條ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

**第四十四條** 輸出組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲カ法令定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 總會ノ決議ノ取消
- 二 役員ノ解任



三 事業ノ停止  
四 解散

四四

**第四十五條** 主務大臣貿易ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ輸出組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命セラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

**第四十六條** 前條第一項ノ規定ニ依リ輸出組合ノ設立ヲ命セラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

**第四十七條** 主務大臣第四十五條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ輸出組合ノ理事及監事ヲ命ス

前項ノ理事ハ遲滞ナク總會ヲ招集スヘシ

前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スヘシ

**第三十七條** 第二項ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス

**第四十八條** 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ第十一條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フ事ヲ得ス

**第四十九條** 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

**第五十條** 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得ス

**第五十一條** 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

**第五十二條** 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證スル書面、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ、但シ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニシテ主務大臣ノ處分ニ因リ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議録、出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニシテ主務大臣ノ處分ニ因ラスシテ成立シタルモノ又ハ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

**第五十三條** 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ、但シ合併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因ル變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ、但シ前ニ登記

四五



ノ申請ヲ爲シタル申請人カ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添  
附スルコトヲ要セス

出資一口ノ金額又ハ保證金額ノ減少ノ登記申請書ニハ前項ニ規定スル書面ノ外本法ニ依リ催告ヲ爲  
シタルコト及異議ヲ述ヘタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコト  
ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

**第五十四條** 解散ノ登記ハ合併ニ因ル解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他  
ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事カ清算人タラサル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書  
面ヲ添附スヘシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

輸出組合カ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スヘシ

**第五十五條** 清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

**第五十六條** 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第  
二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六  
十四條、第六十六條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十五條、第二項  
第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條乃至第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第三百七十五條

第七百七十六條及第七百七十八條並ニ産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第  
二十二條、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ二、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第  
三十五條、第三十六條、第三十八條ノ二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條  
第六十條、第六十條ノ二、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十三條ノ二  
乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條、第七十  
四條第一項、第七十四條ノ二第一項、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定(第二十八條ノ規定ニ  
依ル輸出組合ニ付テハ産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條  
乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第五十三條乃至第五  
十八條、第六十二條第二項但書、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ、第四十五條ノ規定ニ依  
ル輸出組合ニ付テハ産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第  
四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第  
三號乃至第五號、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第一號第三號、第六十三條ノ二、  
第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ除ク)ハ輸  
出組合ニ之ヲ準用ス、但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ二週間トシ  
産業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ主務大臣トス

### 第三節 輸入組合



第五十七條 同一種類ノ重要輸入品ノ輸入ヲ業スル者又ハ同一市場ヨリノ商品ノ輸入ヲ業トスル者ハ輸入組合ヲ設立スルコトヲ得、但シ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸入品ノ輸入ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得  
前項ノ重要輸入品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第五十八條 輸入組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ營業ニ關スル統制
  - 二 組合員ノ取扱商品ノ委託輸入、輸入ノ斡旋其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設
  - 三 海外市場ノ調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ニ賣渡ス目的ヲ以テ爲ス其ノ取扱商品ノ輸入、組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲グル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第五十九條 前條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行ハサル輸入組合ニ在リテハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシメサルモノト爲スコトヲ得

第六十條 第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依ル輸入組合ハ第五十八條第一項第

二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ス

第六十一條 第五十八條第一項第一號ノ事業ヲ行フ輸入組合ニシテ全國ヲ地區トスルモノ若ハ第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依ル輸入組合ノ理事ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト着做ス

第一項ニ掲クル組合ノ理事ノ選任ニ付テハ第六十二條ノ規定依リ準用シタル第三十三條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セス

第六十二條 第二節ノ規定ハ輸入組合ニ之ヲ準用ス

第二章 貿易組合聯合會

第六十三條 貿易組合聯合會ハ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會及輸出入組合聯合會ノ三種トス

第六十四條 貿易組合聯合會ハ所屬ノ貿易組合及貿易組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第六十五條 貿易組合聯合會ハ法人トス

第六十六條 貿易組合聯合會ハ其ノ名稱中ニ其ノ種類ニ從ヒ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會又ハ輸出入



入組合聯合會ナル文字ヲ用フヘシ。

貿易組合聯合會ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會又ハ貿易組合聯合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

**第六十七條** 輸出組合聯合會ハ輸出組合又ハ輸出組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

輸入組合聯合會ハ輸入組合又ハ輸入組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

輸出入組合聯合會ハ輸出組合又ハ輸出組合聯合會及輸入組合又ハ輸入組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

**第六十八條** 貿易組合聯合會ヲ設立セントスルトキ又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合及聯合會ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第六十九條** 創立委員會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十四條ノ規定ハ創立委員ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依ル貿易組合聯合會ニ付テハ之ヲ適用セス

**第七十條** 貿易組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ

選任ス、但シ聯合會設立當時ノ理事及監事ハ創立委員會ニ於テ之ヲ選任スヘシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セサル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

**第七十一條** 貿易組合ニ關スル規定ハ第十六條及第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第三十八條ノ二ノ規定ヲ除クノ外貿易組合聯合會ニ之ヲ準用ス、但シ第十一條及第五十八條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員トシ、第十八條中其ノ組合ノ組合員ニ非スシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合ノ組合員タル資格ヲ有セサル者ニシテ其ノ地區内ニ於テ其ノ組合ノ組合員ノ取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者若ハ其ノ組合ノ組合員ト同一市場ヲ目的トシテ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者トアルハ所屬ノ組合又ハ聯合會ニ非スシテ所屬ノ組合又ハ聯合會タル資格ヲ有スル組合又ハ聯合會トシ、第三十四條及第六十一條中全國トアルハ道府縣ノ區域ヲ超ユル區域トス

### 第三章 貿易組合中央會

**第七十二條** 貿易組合中央會ハ貿易組合及貿易組合聯合會ノ普及、發達及聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

**第七十三條** 貿易組合中央會ハ法人トス

**第七十四條** 貿易組合中央會ハ其ノ名稱中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フヘシ

貿易組合中央會ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス



**第七十五條** 貿易組合中央會ハ全國ヲ通シテ一箇トシ其ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第七十六條** 貿易組合中央會ハ貿易組合又ハ貿易組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

**第七十七條** 貿易組合中央會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 會員ノ加入及脫退ニ關スル規定
- 五 會員ノ權利義務ニ關スル規定
- 六 資産ニ關スル規定
- 七 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 八 役員ニ關スル規定
- 九 會議ニ關スル規定
- 十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

**第七十八條** 貿易組合中央會設立ノ認可アリタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ、登記スヘキ事項左ノ如シ

- 一 前條第一號、第二號及第十號ニ掲クル事項
- 二 事務所
- 三 資産ノ總額
- 四 成立ノ年月日
- 五 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲クル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ、但シ前項第三號ニ掲クル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後二月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

**第七十九條** 貿易組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

**第八十條** 貿易組合中央會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ會員タル貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス、但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セサル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

**第八十一條** 第六條乃至第八條、第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條ノ規定ハ貿易組合中央會ニ之ヲ準用ス、但シ第八條ノ規定ニ依リ準用シタル非訟事件手續法第四百一條並ニ第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五



十一條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

第四章 罰 則

第八十二條 左ノ場合ニ於テハ貿易組合、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ
- 二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三 本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ
- 四 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 五 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サス又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハサルトキ
- 六 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ
- 七 本法ニ依リ事務所ニ備置クヘキ書類ヲ備ヘサルトキ、其ノ書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 八 本法ニ違反シテ組合員又ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ持分ヲ拂戻シタルトキ
- 九 本法ニ違反シテ組合又ハ聯合會ガ組合員若ハ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ持分ヲ取得シ又ハ質權

ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

- 十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セサルトキ
  - 十一 本法ニ違反シテ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、脱退シタル組合員若ハ所屬ノ組合ハ聯合會ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合若ハ聯合會ノ合併ヲ爲シタルトキ
  - 十二 本法ニ依ル公告ヲ爲スコト怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
  - 十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ財産ノ分配ヲ爲シタルトキ
  - 十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分ルトキ
  - 十五 組合、聯合會又ハ中央會ノ目的ニ非サル營利事業ヲ爲シタルトキ
- 第十三條 第四條第二項、第六十六條第二項又ハ第七十四條第二項ノ規定ニ違反シタル者八十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第八十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス
- 第八十五條 第十八條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者又ハ其ノ命令ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十九條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者亦前項ニ同ジ



前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル商品ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

**第八十六條** 輸出又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

**第八十七條** 第八十五條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第八十八條** 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル當該官吏ノ臨檢、檢査、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第八十九條** 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ證票若ハ檢査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證票若ハ檢査證ヲ偽造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證票若ハ檢査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第九十條** 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事、監事若ハ清算人又ハ檢査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

**第九十一條** 前條第一項ニ掲クル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

**第九十二條** 第八十九條ニ掲クル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第九十條ニ掲クル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十二年九月勅令第四七七號ヲ以テ同年九月十日ヨリ施行輸出組合法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リ設立セラレタル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依ル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ト看做ス

本法施行ノ際貿易組合、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ニ非スシテ其ノ名稱中ニ輸出組合、輸入組合、貿易組合、輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フルモノハ本法施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第八十三條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲クルモノニ適用セス  
舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ設立ノ認可ヲ除クノ外本法中之ニ相當スル規



定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十四條第一項第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ムニ該當スル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行前舊法ノ罰則ヲ適用スヘカリシ行爲ニ付テハ仍舊法ニ依ル

登録税法第十九條第七號中「輸出組合、輸出組合聯合會」ヲ「貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會」ニ、「輸出組合法」ヲ「貿易組合法」ニ改ム

印紙税法第四條第一項第十一號中「輸出組合又ハ輸出組合聯合會」ヲ「貿易組合又ハ貿易組合聯合會」ニ改ム

商工組合中央金庫法中「輸出出組」ヲ「貿易組合」ニ、「輸出組合聯合會」ヲ「貿易組合聯合會」ニ改ム

(ハ)貿易組合法施行規則 (昭和十二年九月七日 商工省令第十八號)

貿易組合法施行規則左ノ通定ム

貿易組合法施行規則

第一章 輸出組合

第一條 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タルヘキ者發起人ト爲リ左ノ事項ヲ記載シタル書面

ヲ以テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムヘシ、但シ貿易組合法第二十八條ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲クル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

- 一 地 區
- 二 組合員タル資格
- 三 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 四 貿易組合法第三十條ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ保證金額ヲ定ムル方法
- 五 經費ヲ組合員ニ分賦セントスル組合ニ在リテハ其ノ分賦收入方法
- 六 事業計畫概要

設立ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スヘシ

發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ遲滯ナク之ヲ主タル事務所設置豫定地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第二條 貿易組合法第二十二條第二項ノ規定ニ依ル創立總會招集ノ認可申請書ニハ左ノ書面ヲ添附スヘシ

- 一 特別ノ事由ヲ記載シタル書面
  - 二 組合員タル資格ヲ有スル者及設立同意者ノ數ヲ證スル書面
- 取扱商品ヲ異ニスル重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ組合ヲ設立セントスルトキハ前項第二號



ノ書面ハ取扱商品ノ種類別ニ之ヲ記載スヘシ

**第三條** 貿易組合法第二十二條第一項ノ同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル認可アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スヘシ

**第四條** 貿易組合法第四十五條第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命スル場合ニ於テハ商工大臣ハ左ニ掲クル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

- 一 組合ノ地區
  - 二 組合員タル資格
  - 三 設立ノ認可ヲ申請スヘキ期限
- 前項ノ場合ニ於テ商工大臣ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命シ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スヘシ

**第五條** 發起人創立總會ヲ招集スルニハ設立同意者ニ對シ、設立委員創立總會ヲ招集スルニハ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スヘシ

**第六條** 組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ

**第七條** 創立總會終結シタルトキハ發起人ハ遲滯ナク法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、定款、創立總會ノ決議録ノ謄本及左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ設立認可申請書ヲ商工

大臣ニ差出スヘシ、但シ貿易組合法第二十八條ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面、同法第四十五條ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面並ニ第三號及第四號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

- 一 事業計畫
- 二 組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法
- 三 引受アリタル出資ノ總口數
- 四 貿易組合法第三十條ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額
- 五 理事及監事ノ氏名及住所
- 六 經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收入方法

**第八條** 組合ガ借入金ヲ爲サントスルトキハ事業年度母ニ總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スヘシ

前項ノ規定ハ組合ガ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貸付額及一組合員ノ爲ニスル保證額ノ最高限度ニ之ヲ準用ス

組合ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ヲ遲滯ナク地方長官ニ届出ツヘシ

**第九條** 組合カ組合員ニ非サル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ル施設ハ検査又ハ保管、選別、包裝若ハ荷造ニ關スル設備其ノ他ノ共同設備トス



第十條 貿易組合法第十五條ノ規程ノ認可申請書ニハ統制ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面及總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スヘシ

貿易組合法第十六條ノ規定ニ依リ議決ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ認可申請書ニ其ノ旨記載シ且前項ニ掲クル書面ノ外同意者カ總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高カ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

貿易組合法第九條第一項但書ノ規定ニ依リ設立シタル組合ニ在リテハ前項ノ同意者ノ數及輸出高ヲ證スル書面ハ取扱商品ノ種類別ニ之ヲ記載スヘシ

第十一條 貿易組合法第十五條ノ規程ヲ廢止シタル場合ニ於テハ組合ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第十二條 貿易組合法第十六條ノ規定ニ依ル總會開催ノ認可申請書ニハ統制ヲ必要トスル事由ヲ記載タル書面及可決セサリシ總會又ハ總代會ノ議事録ヲ添附スヘシ

第十三條 貿易組合法第十六條ノ輸出高ハ過去三年間ノ實績ニ依ル

前項ニ依ルコト能ハサル場合又ハ前項ニ依ルコト適當ナラスト認メタル場合ニ於テハ商工大臣之ヲ決定ス

第十四條 貿易組合法第十五條ノ規程ニ基キ左ニ掲クル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

一 組合又ハ組合員ノ輸出數量又ハ輸出價額

二 組合又ハ組合員ノ輸出價格

三 手数料其ノ他組合員ヨリ徵收スル金額又ハ其ノ料率

四 組合又ハ組合員ノ取引先ノ指定其ノ他取引ニ關スル條件

前項第一號乃至第三號ノ事項ニ關スル届出書ニハ算定ノ基礎ヲ明ニシタル書面ヲ添附スヘシ

第十五條 總代會ハ組合員百人以上ノ組合ニ非サレハ之ヲ設クルコトヲ得ス

總代會ハ組合員中ヨリ選舉シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス

總代ノ定數、任期及選舉ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 理事又ハ監事ノ選任認可申請書ニハ履歷書、創立總會又ハ總會若又總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スヘシ

貿易組合法第三十三條第二項ニ該當セサル者ヨリ理事又ハ監事ヲ選任セントスル場合ニ於テハ其ノ選任認可申請書ニハ前項ニ掲クル書面ノ外其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第十七條 理事ノ解任認可申請書ニハ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本及其ノ解任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第十八條 役員又ハ清算人ノ受クヘキ給與ハ定款又ハ創立總會、總會若ハ總代會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムヘシ



第十九條 定款變更ノ認可申請書ニハ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スヘシ

貿易組合法第十六條ノ規定ニ依リ議決ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ認可申請書ニ其ノ旨記載シ且前項ニ掲クル書面ノ外同意者カ總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高カ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

貿易組合法第九條第一項但書ノ規定ニ依リ設立シタル組合ニ在リテハ前項ノ同意者ノ數及輸出高ヲ證スル書面ハ取扱商品ノ種類別ニ之ヲ記載スヘシ

定款ノ變更カ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少又ハ貿易組合法第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ第一項ニ掲クル書面ノ外財産目録及貸借對照表ヲ添附スヘシ

定款ノ變更カ貿易組合法第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條第二項又ハ第六十八條第一項ノ場合ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ總組合員ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第二十條 經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ於テ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ定メタルトキハ組合ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ニ付總會又ハ總代會ノ承認アリタルトキハ組合ハ其ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十二條 貿易組合法第十一條第一項第一號ノ事業ヲ行フ組合ニシテ全國ヲ地區トスルモノ若ハ同法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ同法第四十五條ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ剩餘金ノ處分ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額又ハ取扱ヒタル物ノ數量、價額若ハ事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六歩ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ年一割迄之ヲ増加スルコトヲ得

第二十四條 新ニ組合ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口金ヲ徵收スルトキハ其ノ金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルヘシ脱退シタル組合員ニ對シ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スヘキコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ殘額ニ付亦同シ

第二十五條 組合員組合ニ對シ脱退ノ承諾ヲ求メントスルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ一定期間前ニ書面ヲ以テ脱退ノ豫告ヲ爲スヘシ

前項ノ期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十六條 検査員ノ選任認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第二十七條 検査員ノ職務ニ關スル規程中ニハ服務紀律及懲戒ニ關スル規定ヲ設クヘシ  
検査員ノ職務ノ停止、給與ノ減額其ノ他懲戒 爲サントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ



第二十八條 總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目録及貸借對照表ヲ添附スヘシ

第二十九條 合併ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目録、貸借對照表、合併契約書ノ謄本及合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添附スヘシ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 商工大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外定款ノ施行ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ
- 二 事務所、理事、監事、清算人、定款ニ定メタル事由ノ發生ニ因ル解散又ハ清算終了ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三 組合ニ加入シ又ハ脱退シタル者アルトキ
- 四 加入金又ハ増口金ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキ

第三十一條 商工大臣貿易組合法第十八條ノ規定ニ依リ組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スル場合ニ於テハ豫メ組合、從フヘキ事項及統制ニ從フヘキ者ノ資格ヲ指定シ之ヲ告示ス

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル資格ヲ有スル者ハ其ノ指定ニ從ヒ組合ノ統制ニ從フコトヲ要ス、但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 前條ノ規定ニ依リ組合ノ統制ニ從フコトヲ要スル者其ノ統制ニ從ヒ輸出スヘキ商品ノ輸出

ヲ爲サントスルトキハ其ノ商品カ其ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付税關ノ檢閲ヲ受クヘシ、但シ郵便物ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 前條ノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ輸出又ハ積戻ノ申告ト同時ニ檢閲申請書ヲ税關ニ提出スヘシ檢閲申請書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 前條ノ申請ヲ爲シタル者ハ當該官吏ノ指揮ニ從ヒ檢閲ヲ受クヘキ商品又ハ受ケタル商品ノ運搬、荷解、荷造其ノ他ノ處置ヲ爲スヘシ

第三十六條 税關檢閲ノ結果商品カ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ認ムルトキハ其ノ旨ヲ表示スル印章ヲ輸出又ハ積戻ノ免狀及檢閲申請書ニ押捺スヘシ

第三十七條 貿易組合法第二十條第四項ノ規定ニ依リ準用シタル間接國稅犯則者處分法第四條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第三十八條 間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ハ貿易組合法第二十條第一項第三項ノ規定ニ依ル臨檢、尋問、搜索及差押ニ之ヲ準用ス

第三十九條 本章中地方長官トアルハ全國ヲ地區トスル組合、貿易組合法第十五條ノ規定ニ依ル認可アリタル組合又ハ同法第四十五條ノ規定ニ依ル組合ニ關スル場合ニ在リテハ商工大臣トス

## 第二章 輸入組合

第四十條 第一章ノ規定ハ輸入組合ニ之ヲ準用ス



### 第三章 貿易組合聯合會

**第四十一條** 貿易組合聯合會ヲ設立セントスルトキ又ハ貿易組合法第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第四十五條ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ所屬ノ各組合及聯合會ノ理事及監事中心ヨリ同數ノ創立委員ヲ選任スヘシ

**第四十二條** 創立委員會終結シタルトキハ創立委員ハ定款、創立委員會ノ決議録ノ謄本、聯合會設立ニ關スル所屬ノ組合及聯合會ノ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本並ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ商工大臣ニ聯合會ノ設立認可申請書ヲ差出スヘシ、但シ貿易組合法第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條又ハ同法第四十五條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

#### 一 事業計畫

二 聯合會ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 貿易組合法第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第三十條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額

五 理事及監事ノ氏名及住所

六 經費ヲ所屬ノ組合及聯合會ニ分賦スル聯合會ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收

#### 入方法

**第四十三條** 第一章及第二章ノ規定ハ第一條乃至第三條、第四條第二項、第三項、第七條、第十條第二項、第三項、第十二條、第十三條、第十五條、第十九條第二項第三項及第三十九條ノ規定ヲ除クノ外聯合會ニ之ヲ準用ス、但シ地方長官トアルハ地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會、貿易組合法第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第十五條ノ規定ニ依ル認可アリタル聯合會又ハ同法第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第四十五條ノ規定ニ依ル聯合會ニ關スル場合ニ在リテハ商工大臣トス

#### 第四章 貿易組合中央會

**第四十四條** 貿易組合中央會ハ毎年事業計畫及經費ノ收支豫算ヲ定メ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

**第四十五條** 第十六條第二項、第十八條、第十九條第一項、第二十一條、第二十八條及第三十條ノ規定ハ貿易組合中央會ニ之ヲ準用ス、但シ第二十一條及第三十條中地方長官トアルハ商工大臣トス

#### 第五章 雜則

**第四十六條** 貿易組合法第三十二條第二項、第三十三條第三項、第四十條第二項、第四十一條乃至第四十三條及第七十條第二項並ニ第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル民法第五十九條、產業組合法第二十四條、第三十九條、第六十條第二項及第六十條ノ二ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ハ全國ヲ地區トスル組合、地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會、貿易組合法第十五條ノ規定（同法第六十二條又ハ



第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ムニ依ル認可アリタル組合及聯合會、同法第四十五條ノ規定 同法第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ムニ依ル組合及聯合會並ニ貿易組合中央會ニ關スルモノヲ除クノ外之ヲ地方長官ニ委任ス

貿易組合中央會ニ關スルモノヲ除クノ外之ヲ地方長官ニ委任ス

貿易組合法第四十四條及第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第六十條第一項ノ主務大臣ノ職權ハ解散ニ關スルモノ及全國ヲ地區トスル組合、地區ガ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會、貿易組合法第十五條ノ規定(同法第六十二條又ハ七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル認可アリタル組合及聯合會同法第四十五條ノ規定(同法第六十二條又ハ七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル組合及聯合會並ニ貿易組合中央會ニ關スルモノヲ除クノ外地方長官ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第四十七條本則中地方長官ト稱スルハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外主タル事務所所在地ノ地方長官トス

第四十八條 貿易組合法又ハ本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ差出スヘキ書面ハ貿易組合中央會ヨリ差出スモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ貿易組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年九月十日ヨリ施行)

輸出組合法施行規則ハ之ヲ廢止ス

舊規則ニ依リテ爲シタル申請、認可其ノ他ノ行爲ハ本則中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

別 記 様 式

表 面

第 號	年 月	日 交 付
貿易組合法第二十條ノ取締官吏證票		
官 職 氏 名		
省 商 工 印		

本證票用紙ノ寸法ハ商工省告示日本標準規格第九十二號B列八番(64mm X 91mm)ニ依ルモノトス

裏 面

貿易組合法摘要

第二十條 主務大臣第十八條ノ規定ニ依リ輸出組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命シタル場合ニ於テ其ノ要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲ關シテ稅地内ニ於テ又ハ店舖、倉庫、工場、其ノ他ノ場所ニ檢査シ物品、帳簿、其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ輸出組合ノ檢査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ當該官吏第十八條ノ規定ニ依ル命令又ハ前條ノ規定ニ違反シテ商品ノ輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ヲ搜索シ若ハ之カ差押ヲ爲スコトヲ得

得臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接稅犯則者處分法ヲ準用ス

第八十八條 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢、檢査、搜索及ハ差押ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス



(二) 産業統制ニ關スル事項

(イ) 重要産業ノ統制ニ關スル件 (昭和六年四月一日 法律第四十號)

昭和十一年五月法律第二十五號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル重要産業ノ統制ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

**第一條** 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ加盟者ノ員數カ同業者ノ二分ノ一以上ナルトキ又ハ加盟者ノ生産高若ハ販賣高ガ同業者ノ生産高若ハ販賣高ノ二分ノ一以上ナルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ政府ニ届出ツヘシ之ヲ變更廢止シタルトキ亦同シ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ

**第二條** 政府前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ニシテ其ノ生産高又ハ販賣高カ加盟者ノ生産高又ハ販賣高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルモノノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲テニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セサル同業者ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルヘキコトヲ命スルコトヲ得

**第二條ノ二** 政府生産制限又ハ操業短縮ニ關スル協定ニ付前條ノ命令ヲ發シタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ命令ノ效力ヲ有スル期間ヲ限リ當該産業ニ於ケル企業ノ新設又ハ生産設備ノ擴張ニ付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

**第二條ノ三** 第一條ノ統制協定ノ加盟者ノ爲其ノ統制協定ニ依ル共同販賣ニ關スル事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ツヘシ

**第二條ノ四** 重要ナル産業ヲ營ム者ニシテ其ノ生産高又ハ販賣高カ當該産業ニ於ケル生産高又ハ販賣高ノ二分ノ一以上ヲ占ムルモノハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ツヘシ  
前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ指定ス

**第三條** 政府第一條ノ統制協定又ハ前二條ノ規定ニ該當スル者ノ生産若ハ販賣ノ數量、販賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ホスヘキ取引條件ガ商品ノ圓滑ナル供給ヲ妨ケ又ハ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ若ハ價格ノ低落ヲ阻止シ其ノ他當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業又ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

**第四條** 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條ノ統制協定ノ加盟者若ハ統制協定ニ加盟セサル同業者又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

**第五條** 本法ニ定ムルモノノ外統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



第六條 第六條第一項、第二條ノ三又ハ第二條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第一條第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス  
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シ當該統制協定ニ依ラサル者
- 二 第二條ノ二ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シ許可ヲ受ケスシテ企業ノ新設又ハ生産設備ノ擴張ヲ爲シタル者
- 三 第三條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ從ハサル者

第八條 第四條ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ同條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ第七條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 第七條ノ規定ニ依リ第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ

營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和六年八月勅令第二〇八號ヲ以テ同年四月十一日ヨリ施行)

本法ハ施行後十年間ヲ限り其ノ效力ヲ有ス  
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法又ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反スル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過ト雖モ仍之ヲ適用ス

附 則 (昭和十一年五月法律第二十五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年七月勅令第四百八號ヲ以テ同年七月五日ヨリ施行)

(口)統 制 委 員 會 官 制 (昭和六年八月十日勅令第二百九號)

朕統制委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

統制委員會官制

第一條 統制委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ昭和六年法律第四十號第一條第二項第二條、第二條ノ二

第二條ノ四第二項及第三條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應シ重要産業ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ重要産業ノ統制ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得



第二條 委員會ハ會長一人委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲クル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

前項第二號ニ掲クル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ二年トス、但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス、會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ昭和六年八月十一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十一年七月勅令第一四九號)

本令ハ昭和十一年法律第二十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十一年七月五日施行)

本令施行ノ際現ニ委員タルモノニシテ學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタルモノノ任期ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

(ハ)重要産業ノ統制ニ關スル法律施行ニ關スル件 (昭和六年八月十日) (商工、農林、逓信各省令)

昭和八年三月同十一年七月同十二年三月同第一號同十三年四月同一號改正

昭和六年法律第四十號施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 昭和六年法律第一條第一項ノ規定ニ依リ届出ツヘキ統制協定左ノ如シ

- 一 生産制限又ハ操業短縮ニ關スル協定
- 二 生産分野ニ關スル協定
- 三 注文割當ニ關スル協定
- 四 販賣價格其ノ他之ニ影響ヲ及スヘキ取引條件ニ關スル協定
- 五 販路ニ關スル協定
- 六 取引先ノ制限ニ關スル協定
- 七 販賣數量ニ關スル協定
- 八 共同販賣ニ關スル協定

第二條 昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ産業ノ種類協定事項及統制ノ組織ヲ記載シタル書面ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

第三條 昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ統制協定ヲ爲シタル日若ハ同條第二項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ變更廢止シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ爲スヘシ、但シ第一條第四號ノ



協定ヲ爲シ又ハ變更シタル場合ノ届出ハ協定ヲ爲シ又ハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ爲スヘシ

**第四條** 昭和六年法律第四十號第一條第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲クル書面ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

一 氏名又ハ名稱營業所及工場ノ位置並ニ生産ノ設備及能力ヲ記載シタル書面  
 二 毎月ノ生産高毎月ノ販賣高(數量及價額)及毎月末ノ在庫高ヲ記載シタル書面  
 三 財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面  
 前項第一號ノ書面ハ昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ營業開始ノ日ヨリ三週間内ニ、第二號ノ書面ハ翌月二十日迄ニ、第四號ノ書面ハ每事業年度經過後遲滞ナク之ヲ提出スヘシ

第一項第一號ノ書面ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ營業ヲ休止又ハ廢止シタルトキ亦同シ

**第五條** 昭和六年法律第四十號第二條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ其ノ事由ヲ詳記シ連署ノ上之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

産業ノ種類カ内地及朝鮮ニ於ケルモノナルトキハ前項ノ申請書ニハ朝鮮ニ於テ申請ヲ爲サントスル者ノ署名アルコトヲ要ス

**第六條** 昭和六年法律第四十號第二條ノ三ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲クル書面ヲ主

務大臣ニ提出スヘシ

- 一 氏名又ハ名稱及營業所ノ位置ヲ記載シタル書面
  - 二 會社ニ在リテハ定款
  - 三 當該統制協定ノ加盟者ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタル書面
  - 四 販賣數量、販賣價額又ハ又ニ影響ヲ及ボスヘキ取引條件其ノ他販賣上ノ重要事項ニ關スル決定ヲ記載シタル書面(自ラ販賣ヲ爲サマルモノニ付テハ加盟者ノ爲ニ爲シタル決定ヲ記載シタル書面)
  - 五 毎月ノ買入高(數量及價額)、販賣高(數量及價額)及毎月末ノ在庫高ヲ記載シタル書面(自ラ販賣ヲ爲サマルモノニ付テハ取扱ニ係ル數量及價額ヲ記載シタル書面)
  - 六 財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面
- 前項第一號乃至第三號ノ書面ハ昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ營業開始ノ日ヨリ三週間内ニ、第四號ノ書面ハ同法同條同項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ當該事項ニ關スル決定ヲ爲シタル日ヨリ三週間内ニ、第五號ノ書面ハ翌月二十日迄ニ、第六號ノ書面ハ每事業年度經過後遲滞ナク之ヲ提出スヘシ、但シ第四號ノ書面ニシテ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ボスヘキ取引條件ニ關スル決定ヲ記載シタルモノハ決定ヲ爲シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ提出スヘシ

第一項第一號乃至第三號ノ書面ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ三週間内ニ



之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ營業ヲ休止又ハ廢止シタルトキ亦同シ

第一項第四號ノ決定ヲ變更又ハ廢止シタルトキハ變更廢止シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ、但シ販賣價査又ハ之ニ影響ヲ及ホスヘキ取引條件ニ關スル決定ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出ツヘシ

**第七條** 昭和六年法律第四十號第二條ノ四第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲クル書面ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

- 一 氏名又ハ名稱、營業所及工場ノ位置並ニ生産ノ設備及能力ヲ記載シタル書面
- 二 會社ニ在リテハ定款
- 三 生産又ハ販賣ノ數量、販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ホスヘキ取引條件其ノ他生産又ハ販賣上ノ重要事項ニ關スル決定ヲ記載シタル書面

四 毎月ノ生産高、販賣高(數量及價額)及毎月末ノ在庫高ヲ記載シタル書面

五 財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面

前項第一號及第二號ノ書面ハ昭和六年法律第四十號第二條ノ四第二項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ營業開始ノ日ヨリ三週間内ニ、第三號ノ書面ハ同法同條同項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ當該事項ニ關スル決定ヲ爲シタル日ヨリ三週間内ニ、第四號ノ書面ハ翌月二十日迄ニ、第五號ノ書面ハ每事業年度經過後遲滞ナク之ヲ提出スヘシ、但シ第三號ノ書面ニシテ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ホスヘキ取引條件ニ關スル決定ヲ記載シタルモノハ決定ヲ爲シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ提出スヘシ

スヘシ

第一項第一號及第二號ノ書面ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ營業ヲ休止又ハ廢止シタルトキ亦同シ

第一項第三號ノ決定ヲ變更又ハ廢止シタルトキハ變更廢止シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ、但シ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ホスヘキ取引條件ニ關スル決定ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出ツヘシ

**第八條** 昭和六年法律第四十號及本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テ産業ノ種類カ内地及朝鮮ニ於ケルモノナルトキハ提出書類ニ副本一通ヲ添付スヘシ

**第九條** 昭和六年法律第四十號第一條第一項、第二條及第二條ノ四第一項ノ生産高又ハ販賣高ハ過去三年間ノ実績ニ依ル

前項ニ依ルコト能ハサル場合又ハ前項ニ依ルコト適當ナラスト認メタル場合ニ於テハ生産能力其ノ他ノ事情ヲ考慮シテ主務大臣之ヲ決定ス

**第十條** 昭和六年法律第四十號第四條ノ行政官廳ハ商工大臣所管ノ産業ニ在リテハ商工大臣及地方長官又ハ鑛山監督局長、農林大臣所管ノ産業ニ在リテハ農林大臣及地方長官、遞信大臣所管ノ産業ニ在リテハ遞信大臣及遞信局長トス

**第十一條** 本令中主務大臣トアルハ商工大臣所管ノ産業ニ在リテハ商工大臣、農林大臣所管ノ産業ニ在リテハ農林大臣、遞信大臣所管ノ産業ニ在リテハ遞信大臣トス



附 則

本令ハ昭和六年八月十一日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則 (昭和十一年七月商工、農林、遞信省令)

本令ハ昭和十一年法律第二十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十一年七月五日ヨリ施行)  
第六條第二項ニ規定スル同條第一項第一號乃至第四號ノ書面ノ提出期間ハ本令施行ノ際昭和六年法律  
第四十號第二條ノ三ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三週間トス

(二)重要産業ノ統制ニ關スル法律中改正  
施行ニ關シ取扱方 (昭和十一年七月七日  
商工省訓令第二號)

昭和十一年法律第二十五號(昭和六年法律第四十號中改正法律)施行ニ間シ取扱方左ノ通定ム

第一條 地方長官又ハ鑛山監督局長昭和六年法律第四十號第四條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ  
爲サシメントスルトキハ急施ヲ要スル場合ノ外豫メ商工大臣ニ打合スヘシ

第二條 地方長官又ハ鑛山監督局長昭和六年法律第四十號第四條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ  
爲サシメタルトキハ遲滞ナク其ノ結果ヲ商工大臣ニ報告スヘシ

第三條 地方長官又ハ鑛山監督局長昭和六年法律第四十號第四條ノ規定ニ依ル検査又ハ報告ノ結果ヲ  
發表セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 地方長官又ハ鑛山監督局長昭和六年法律第四十號第四條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ  
爲サシメタル場合ニ於テハ義務ニ關スル秘密ヲ漏洩セサル様特ニ留意スヘシ

(ホ)重要産業ノ統制ニ關スル法律ニ依ル  
産業ノ種類指定

(昭和六年十二月五日  
商工省告示第六十四號)

昭和十二年五月告示第五三號改正

昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類左ノ通指定ス

- 綿 絲 紡 績 業
- 絹 絲 紡 績 業
- 人 造 絹 絲 製 造 業
- 洋 紙 (印刷用紙、筆記用紙、圖畫用紙、模造紙及新聞用紙) 製造業
- 紙 (五オンス以上ノモノ) 製造業
- 板 カ-ハイド製造業
- 晒 粉 製 造 業
- 硫 酸 製 造 業
- 酸 素 製 造 業
- 硬 化 油 製 造 業
- 小 麥 粉 製 造 業 (日産能力五百バレル以上ノモノ)



ニ非サレハ左ノ各號ノ一ニ該當スルセメント製造設備ノ増設又ハ製造能力ノ増加ヲ伴フ改造若ハ置換ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 原料粉末機
- 二 回轉窯
- 三 仕上粉末機
- 鉄 鐵 造 業 (高爐ヲ以テ常時月額三千噸以上ノ生産ヲ爲スモノ)
- 合 金 鐵 製 造 業
- 棒 鋼 製 造 業 (自製鋼塊ヲ用キテ常時月額百噸以上ノ生産ヲ爲スモノ)
- 山 形 鋼 製 造 業 (常時月額百噸以上ノ生産ヲ爲スモノ)
- 鋼 板 製 造 業 (常時月額百噸以上ノ生産ヲ爲スモノ)
- 線 材 製 造 業
- 鍋 又 ハ 眞 鍮 ノ 壓 延 板 (「セバ」又ハ「ノベ」ト稱スルモノヲ除ク) 製造業

(ホ)2 昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類 (昭和七年十一月四日) (商工省告示第四十九號)

二硫化炭素製造業  
精糖製造業

揮發油製造業又ハ揮發油販賣業 (常時月額十萬函以上ノ製造又ハ販賣ヲ爲スモノ)

(ホ)3 昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類 (昭和九年五月十五日) (商工省告示第二十四號)

麥酒釀造業

石炭鑛業又ハ石炭販賣業 (常時年額十五萬噸以上ノ生産又ハ販賣ヲナスモノ)

(ホ)4 昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類 (昭和十二年五月二十四日) (商工省告示第五十號)

内地及朝鮮ニ於ケルセメント製造業

(ハ)1 重要産業ノ統制ニ關スル法律第二條ニ依ル指定 (昭和十二年五月二十五日) (商工省告示第五十二號)

昭和六年法律第四十號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム  
セメント製造業ヲ營ム者ハ昭和十二年五月二十五日ヨリ昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定依リ届出テタル左ノ統制協定ニ從フヘシ



セメント製造業ノ生産制限ニ關スル協定

(昭和十二年三月二十八日成立、淺野セメント株式會社外二十二社加盟)

(ハ) 2 重要産業ノ統制ニ關スル法律第二條ニ依ル指定

(昭和十三年四月二十七日) 商工省告示第百二十三號

昭和六年法律第四十號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

セメント製造業ヲ營ム者ハ昭和十三年五月一日ヨリ昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依リ届出テタル左ノ統制協定ニ從フヘシ

セメント製造業ノ販賣價格ニ關スル協定

(昭和十三年四月十一日成立、淺野セメント株式會社外二十三社加盟)

(ヘ) 3 重要産業ノ統制ニ關スル法律第二條ニ依ル指定

(昭和十三年四月二十七日) 商工省告示第百二十四號

昭和六年法律第四十號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

セメント製造業ヲ營ム者ハ昭和十三年五月一日ヨリ昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依リ届出テタル左ノ統制協定ニ從フヘシ

セメント製造業ノ生産制限ニ關スル協定中一部變更ニ關スル協定

(昭和十三年四月十一日成立、淺野セメント株式會社外二十三社加盟)

(ト) 昭和六年法律第四十號第二條ノ四第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類

(昭和十一年十一月二十日) 商工省告示第九十三號

洋 紙 (印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙、模造紙及新聞用紙) 製造業  
麥 酒 釀 造 業

(三) 製造事業ニ關スル事項

一、セメント

(イ) セメント製造業許可規則

(昭和十二年五月二十五日) 商工省令第四號

セメント製造業許可規則左ノ通定ム

セメント製造業許可規則

第一條 セメント製造業ハ昭和六年法律第四十號第二條ノ二ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ新コ之ヲ營ムコトヲ得ス

第二條 セメント製造業者ハ昭和六年法律第四十號第二條ノ二ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受クル



第三條 セメント製造業ノ全部ノ讓渡又ハセメント製造業ヲ營ム會社ノ合併ニ依リ第一條又ハ第二條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ前二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第四條 商工大臣ハセメントノ需要供給ヲ參酌シセメント製造業ノ健全ナル發達ニ支障アリト認ムルトキハ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サルコトアルヘシ

第五條 第一條又ハ第二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ指定スル期間内ニ工事ニ着手シ且製造ヲ開始スヘシ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ受ケタル者前項ノ期間内ニ工事ニ着手セス又ハ製造ヲ開始セサルトキハ商工大臣ハ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第六條 第一條又ハ第二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

- 一 工場ノ位置
  - 二 製造ノ設備及能力
  - 三 製品ノ種類 (混合セメントニ在リテハ混合物資ノ種類及其ノ混合割合ヲ附記スヘシ)
  - 四 工事着手及製造開始ノ豫定期
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付ス、但シ第二條ノ許可ヲ受ケントスル者ニ在リテハ第三號乃至第五號ニ掲クル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 一 工事計畫ノ概要 (設計圖ヲ添付スヘシ)

二 工事費豫算

三 原料ノ取得方法

四 事業資金ノ總額及其ノ調達方法

五 事業收支ノ見込

第七條 本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十二年商工省告示第五十二號ノ命令ノ效力ヲ有スル期間ヲ限り其ノ效力ヲ有ス

二、航 空 機

(イ)航 空 機 製 造 事 業 法 (昭和十三年三月三十日法律第四十一號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル航空機製造事業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

航空機製造事業法

第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ  
前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部分品若ハ附屬品ノ製造、其ノ事業者ノ用フル航空機用材料ノ製造又ハ航空機ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部ト看做ス



**第二條** 航空機製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

**第三條** 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬セサルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

**第四條** 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スヘシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第二條ノ許可ヲ受ケタル會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セサルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

**第五條** 航空機製造事業ヲ營ム會社(以下航空機製造會社ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ツヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

**第六條** 政府ハ航空機技術委員會ノ議ヲ經テ航空機ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料又ハ附屬品ニ付其ノ規格ヲ定ムルコトヲ得

航空機製造會社ハ前項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルモノニ付テハ規格ニ適合スルモノニ非サレハ之ヲ製造又ハ使用スルコトヲ得ス、但シ政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

航空機技術委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第七條** 航空機製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ

航空機製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

**第八條** 航空機製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

**第九條** 航空機製造會社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

**第十條** 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル航空機製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第十一條** 航空機製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス



**第十二條** 航空機製造會社本邦ニ於テ未タ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得、航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ニシテ本邦ニ於テ未タ製造セラレタルコトナキモノヲ製造スル場合亦同シ

**第十三條** 航空機製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

**第十四條** 航空機製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得、但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ス

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ拂込ミタル株金額ニ滿タサルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス、但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナント認メタルトキハ此ノ限ニ非ラス

**第十五條** 政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫

其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ

**第十六條** 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ販賣價格ハ販賣條件ノ變更ヲ命シ又ハ此等製品ノ供給ニ關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

**第十七條** 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ左ノ各號ニ掲クル事項ヲ命スルコトヲ得政府公益上必要アリト認ムルトキ第一號乃至第五號ニ掲クル事項ニ付亦同シ

- 一 設備ノ擴張又ハ改良
- 二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造
- 三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設
- 四 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造技能者ノ養成
- 五 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ニ關シ設備ノ共用其ノ他他ノ航空機製造會社ニ對スル協力
- 六 航空機用材料ノ保有
- 七 従業者又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政府ニ對スル供用
- 八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫ニ付必要ナル演練



九 工場ノ警備又ハ防諜上必要ナル施設

十 航空機ニ關スル資料ノ提出

十一 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外特ニ必要ナル事項

前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生シタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フヘキ命令ハ之ニ因リ要スヘキ補償金ノ總額カ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エサル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項第五號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ政府之ヲ裁定ス裁定ニ對シ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 政府第十六號若ハ前條第一項第一號ノ命令又ハ前條第二項ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスル

トキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機製造事業委員會ノ議ヲ經ヘシ

航空機製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 航空機製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

ハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機製造事業ニ屬セサルモノ

ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス

第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケスシテ航空機製造事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サス又ハ届出タル事業計畫ヲ實施セザル者

二 第五條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

三 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止又ハ休止シタル者

四 第十六條又ハ第七條後第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十四條 航空機製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ